

官報

号外

昭和四十二年六月二十二日

第五十五回 衆議院會議録 第二十八号

昭和四十二年六月二十二日(木曜日)

議事日程 第二十二号

昭和四十二年六月二十二日

午後二時開議

第一 一千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件

第二 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件

第三 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

皇室會議予備議員の選挙

皇室經濟會議予備議員の選挙

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

檢察官適格審査會委員及び同予備委員の選挙

国土綜合開發會議委員會の選挙

東北開發會議委員會の選挙

九州地方開發會議委員會の選挙

四国地方開發會議委員會の選挙

中国地方開發會議委員會の選挙

昭和四十二年六月二十二日 衆議院會議録第二十八号

皇室會議予備議員の選挙その他各種議員及び委員の選挙

午後二時六分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

皇室會議予備議員の選挙

皇室經濟會議予備議員の選挙

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

檢察官適格審査會委員及び同予備委員の選挙

国土綜合開發會議委員會の選挙

東北開發會議委員會の選挙

九州地方開發會議委員會の選挙

四国地方開發會議委員會の選挙

中国地方開發會議委員會の選挙

北陸地方開發會議委員會の選挙

豪雪地帯対策審議會委員の選挙

離島振興対策審議會委員の選挙

国土開發幹線自動車道建設審議會委員の選挙

台風常襲地帯対策審議會委員の選挙

首都圈整備審議會委員の選挙

北海道開發審議會委員の選挙

日本ユネスコ国内委員會委員の選挙

鉄道建設審議會委員の選挙

○議長(石井光次郎君) 皇室會議予備議員、皇室

經濟會議予備議員、裁判官彈劾裁判所裁判員及び

同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員、檢察官

適格審査會委員及び同予備委員、国土綜合開發

審議會委員、東北開發審議會委員、九州地方開

發審議會委員、四国地方開發審議會委員、中国地

方開發審議會委員、北陸地方開發審議會委員、豪

雪地帯対策審議會委員、離島振興対策審議會委員、台

風

常襲地帯対策審議會委員、首都圈整備審議會委員、北海道開發審議會委員、日本ユネスコ国内委員會委員及び鉄道建設審議會委員の選挙を行ないます。

○龜岡高夫君 各種議員及び委員の選挙は、いずれもその手続を省略して議長において指名せられ、皇室會議予備議員、皇室經濟會議予備議員、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴追委員の予備員の職務を行なう順序については、議長において定められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 龜岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

議長は、皇室會議予備議員に

益谷 秀次君 久保田鶴松君

を指名いたします。

なお、その職務を行なう順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

次に、皇室經濟會議予備議員に

船田 中君 原 健三郎君

を指名いたします。

なお、その職務を行なう順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

次に、裁判官彈劾裁判所裁判員に

高橋 英吉君 森田重次郎君

大竹 太郎君 四宮 久吉君

猪俣 浩三君 畑 和君

佐々木良作君

を指名いたします。

また、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員に

七五五

昭和四十二年六月二十二日 衆議院會議録第二十八号

皇室會議予備議員の選挙その他各種議員及び委員の選挙
に於ける藤枝自治大臣の趣旨説明

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

七五六

安倍晋太郎君 橋口 隆君

横山 利秋君 藤波 孝生君

を指名いたします。

なお、予備員の職務を行なう順序は、ただいま
指名した順序によることといたします。

次に、裁判所訴訟追委員に

清瀬 一郎君 松田竹千代君

中村 梅吉君 馬場 元治君

中垣 國男君 瀧尾 弘吉君

神近 市子君 小松 幹君

松前 重義君 吉田 賢一君

を指名いたします。

また、裁判官訴訟追委員の予備員に

濱野 清吾君 岡崎 英城君

太田 一夫君 田村 良平君

中谷 鉄也君

を指名いたします。

なお、予備員の職務を行なう順序は、ただいま
指名した順序によることといたします。

次に、検察官適格審査会委員に

赤澤 正道君 瀬戸山三男君

森 清君 田中 武夫君

を指名いたします。

また、天野光晴君を赤澤正道君の予備委員に、

小山長規君を瀬戸山三男君の予備委員に、古川文

吉君を森清君の予備委員に、長谷川正三君を田中

武夫君の予備委員に指名いたします。

次に、国土総合開発審議会委員に

小川 半次君 志賀健次郎君

白濱 仁吉君 丹羽喬四郎君

大久保武雄君 赤路 友藏君

中井徳次郎君 渡辺 惣蔵君

内海 清君

を指名いたします。

次に、東北開発審議会委員に

野原 正勝君 龜岡 高夫君

熊谷 義雄君 西宮 弘君

島口重次郎君

を指名いたします。

次に、九州地方開発審議会委員に

相川 勝六君 廣瀬 正雄君

藤田 義光君 村山 喜一君

を指名いたします。

次に、四国地方開発審議会委員に

小笠 公昭君 福家 俊一君

毛利 松平君 森本 靖君

佐々栄三郎君

を指名いたします。

次に、中国地方開発審議会委員に

中川 俊思君 藤井 勝志君

細田 吉蔵君 浜田 光人君

山崎 始男君

を指名いたします。

次に、北陸地方開発審議会委員に

福田 一君 井村 重雄君

稻村左近四郎君 佐野 憲治君

堂森 芳夫君

を指名いたします。

次に、豪雪地帯対策審議会委員に

松浦周太郎君 坂田 英一君

佐々木義武君 石田 有全君

安宅 常彦君

を指名いたします。

次に、離島振興対策審議会委員に

櫻内 義雄君 金子 岩三君

小澤 太郎君 藤本 孝雄君

石橋 政嗣君 大柴 滋夫君

受田 新吉君

を指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に

辻 寛一君 西村 直己君

福田 勉夫君 椎名悦三郎君

長谷川 峻君 山中 吾郎君

加藤 清二君 鈴木 一君

を指名いたします。

次に、台風常襲地帯対策審議会委員に

小山 長規君 池田 清志君

飯谷 忠男君 兒玉 末男君

井上 泉君

を指名いたします。

次に、首都圏整備審議会委員に

天野 公義君 伊能繁次郎君

久保田円次君 板川 正吾君

を指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に

佐藤 孝行君 地崎宇三郎君

中川 一郎君 島本 虎三君

岡田 利春君

を指名いたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に

竹下 登君 塚田 徹君

橋本龍太郎君 三木 喜夫君

を指名いたします。

次に、鉄道建設審議会委員に

辻 寛一君 西村 直己君

福田 勉夫君 椎名悦三郎君

矢尾喜三郎君 永井勝次郎君

を指名いたします。

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正
する法律案(内閣提出)の趣旨説明○議長(石井光次郎君) 内閣提出、政治資金規正
法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につい
て、趣旨の説明を求めます。自治大臣藤枝泉介
君。〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕
○国務大臣(藤枝泉介君) 政治資金規正法及び公
職選挙法の一部を改正する法律案について、その
趣旨とその内容の概略を説明申し上げます。御承知のとおり、政府は、選挙制度審議会に対
し、選挙区制その他選挙制度の根本的改善の方策

について検討をお願いしてきたところでありましたが、同審議会は、去る四月七日、最近の政治情勢にかんがみ当面緊急に措置することを要する事項として、政治資金の規正及び連座制の強化等を中心とした「政治資金の規正等の改善に関する件」について、政府に答申をいたしました。

政府といたしましては、この答申に基づき、その趣旨を尊重して、政治資金規正法及び公職選挙法に所要の改正を行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について説明申し上げます。

まず、政治資金規正法の改正についてであります。

第一に、政治資金の寄付の制限についてであります。まず、寄付の総額につきましては、個人のする寄付にあつては最高額を一千万円とし、会社その他の団体のする寄付にあつては最高額二千万円、最低額五十万円の範囲内において、それぞれ団体の規模に応じて制限を加えることといたしました。この場合、会社等のする寄付につきましては、資本金のほか収益をも基準とし、労働組合等のする寄付につきましては、その組合員数に応じて十段階に区別して制限することとし、その他の団体のする寄付については、その規模等を表示する尺度を求めることがきわめて困難であるため、一律に前年の支出額の十分の三に相当する額を限度とすることとしたのであります。また、制限額

の範囲内において寄付をする場合には、政党及び政治資金団体に対する寄付については制限を設けないこととし、それ以外の政治団体または個人に対する政治資金の寄付については、同一の者に対し、年間五十万円をこえてはならないことといたしました。

次に、国または公共企業体と請負契約の關係にある者及び日本開発銀行等四政府関係金融機関から融資を受けている中小企業以外の会社等の寄付につきましては、請負契約額、融資額の比重がきわめて低いものを除いて、一般の場合の二分の一に制限することといたしました。また、国から補助金等の給付金の交付を受け、または資本金等の出資を受けているいわゆる特定会社その他の特定の法人のする寄付につきましてもこれを禁止することといたしました。また、これらの場合において、国と關係のない地方公共団体の議会の議員または長の候補者等に対してする寄付については、適用を除外することといたしております。

なお、地方公共団体と請負契約關係にある者、地方公共団体から補助金等の給付金を受けている会社その他の法人等のする寄付についても、国の場合に準じて、制限ないし禁止することといたしました。

さらに、欠損を生じた会社等のする寄付、匿名及び他人名義の寄付並びに外国人等のする寄付につきましても禁止するとともに、寄付のあつてにきましては、寄付者に威迫を加えたり、賃金、

下請代金等から天引きして寄付を集めることのないよう措置することといたしました。

以上の政治資金の寄付の制限と関連して、その違反者に対する所要の罰則規定を設けることといたしております。

第二に、政治団体の届け出並びに収支報告及びその公表等についてであります。

すなわち、政治団体の届け出があつたときは、その内容を公表して、これを国民に周知することとするほか、会計帳簿及び収支報告書に記載すべき内容等について改善、合理化を加え、政治資金公開の趣旨を徹底することといたしました。

第三に、政党等の定義についてであります。今回の改正によりまして、政治資金の寄付に關しましては一定の制限が加えられることとなり、かつ、政党本位の政治活動の推進をはかるため、政党に対する寄付と政党以外の政治団体に対する寄付を区別して制限することとなりますので、政党と政党以外の政治団体との区別を明確に規定することといたしました。

また、政党中心の資金調達を容易にするため、各政党について一の団体を限って政治資金団体を設けることを認め、これに対する政治資金の寄付については、政党と同様の取り扱いをすることといたしました。

このほか、党費、会費及び政治活動に關する寄付等につきましても、その内容を明確にして、規制の合理化をはかることといたしております。

以上申し上げましたほか、これらの改正に伴いまして、個人または法人が寄付を政党または政治資金団体に対してした場合には、その寄付金について課税上の優遇措置を講ずるとともに、その他必要な関係規定の整備を行なうことといたしております。

次に、公職選挙法の改正について申し上げます。

第一は、公職の候補者等の寄付の規制についてであります。

すなわち、公職の候補者等が選挙区内にある者に対してする寄付は、政党その他の政治団体または親族に対してする場合及び公職の候補者等がもつぱら政治上の主義または施策を普及するために行なう講習会等において必要やむを得ない実費の補償としてする場合を除き、全面的に禁止することとしたほか、公職の候補者等がその役員または構成員である会社その他の団体がこれらの氏名を表示し、またはこれらの者の氏名が類推されるような方法でする寄付についても、政党その他の政治団体に対してする場合を除き、一切禁止することといたしました。また、後援団体のする寄付等の禁止期間を延長するとともに、後援団体以外の団体で特定の公職の候補者等を推薦または支持するものについても、後援団体に關する制限に準じて制限を設けることといたしました。

第二は、連座制等についてであります。いわゆる連座制につきましても、選挙運動の実

態にかんがみ、数個に分けられた選挙区の地域における選挙運動または多数の選挙人が属する職域または組織を通じて行なう選挙運動を主宰した者をも連座対象者の範囲に含めるとともに、公職の候補者または総括主宰者等と意思を通じて選挙運動をした公職の候補者の父母、配偶者、子または兄弟姉妹については、公職の候補者と同居の有無にかかわらず、連座対象者の範囲に含めるとし、同居している父母、配偶者、子または兄弟姉妹については、公職の候補者と意思を通じているものと推定することとしたしました。

〔赤澤正道君登壇〕

赤澤正道君。

○赤澤正道君 私は、自由民主党を代表して、今回提案になりました政治資金規正法に対し、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣に若干の質疑を試みんとするものであります。

この法案は、近來まれに見る世評轟然たる中に策定せられました選挙制度審議会の答申を受けて、これを尊重しながら法文化せられたものであります。この法律は、言うまでもなく、わが国民主政治、政党政治の将来にきわめて重大な影響を持つものであります。しこうして、近く改正される選挙制度全般の一環をなすものであります。これら一連の法律の施行によって、わが国政党政治を正しい軌道に乗せ、議会政治の健全なる発展と、政党政治への信用を回復しなければなら

ないことは当然のことであります。昨年秋以来、政界に不祥事件が相次ぎ、国民のきびしい批判を受けたことは、引き続いて議席にある者として、まことにぎんきにたえないところであり、事件は司直のさばくところとなり、すべてが白日のもとにさらされ、政界にも大いなる反省が起ったことは事実であります。

しかしながら、議会政治、政党政治は、人類がとうとい血と汗によってかち得た衆民政の所産であつて、われわれはいかなる犠牲を払おうとも守り抜かなければならないものであります。このため、政治の衝に当たる者は、すべて姿勢を正し、

以上がこの法律案の要旨であります。(拍手)

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許しま

清潔なる行動に終始し、全国民の信頼にこたえなければならぬことは言うまでもありません。議会政治における政党活動の目的は、その主義、政策を国民に周知徹底せしめ、選挙を通じてその支持を受けるにあり、したがって、平素の政治活動と選挙とは表裏一体をなすものであつて、政党が選挙に勝つために平素あらゆる努力を傾けるのは当然のことです。

第五次選挙制度審議会は、本来政党本位の選挙、金のかからない選挙について、その制度を審議し答申することを使命といたしているものであります。その使命を実現するためには、選挙区制の抜本的改正、選挙運動の方法の改善、それに資金の規正が総合的に実施された場合初めて実効があるものと信ずるのであります。しかるに、昨年の秋の不祥事件に刺激されたといえ、きわめて重要と思われる他の事項に先んじて政治資金の答申のみが行なわれ、今回法案の提出を見るに至つたのであります。

政治資金については、制度全般の改正があつたと現行制度のもとでは、考え方に根本的相違があることは言うまでもありません。佐藤総理は、この重大な関連についていかなるお考えに立つておられるのか、御所見をお伺いしたいのであります。

私は、審議会の特別委員として多くの発言をいたしました。その中で、政党に対する寄付は制限すべきではない、その他の寄付についての制限は

やむを得ないことを繰り返し強調いたしました。議会制民主主義の基礎は政党にあります。政治活動は本来自由に行なわれなければなりません。わが国の民主政治を発展させるためには、金のかからない選挙を行なうことは当然としても、政党の政治活動自体は、より活発に、より徹底して行なう必要があり、そのために必要な資金を伴うことはやむを得ません。このことは、諸外国の実例に徴しても明らかであります。わが国の政党はいまだきわめて未熟であつて、その活動も不徹底であります。これは資金が不十分であるところにも原因があると考えられるのであります。

また、選挙犯罪を犯し罰金の刑に処せられた者については、当該選挙犯罪がきわめて軽微なものである場合を除き、裁判所が情状により公民権を停止しない旨を宣告することができ、制度を廃止することとしたしました。

佐藤総理は、本法案に関連してこの点をいかがお考えになつてゐるか、あわせてお答えをお願いいたします。

その他、昨年実施された永久選挙人名簿制度の運用の実態にかんがみ、選挙人名簿の登録回数が増加する等その合理化をはかることとしたしました。

次に、本法案の主務大臣である自治大臣に二、三お尋ねいたします。

以上がこの法律案の要旨であります。(拍手)

私は、政治資金規正の眼目は、公開の原則を守らせることにありと存じます。この点、現行法に多くの欠点があつたことは周知の事実であります。元来、政治資金の取り扱いがガラス張りの経理で行なわれる限り、国民監視の目は十分に行き届くはずであつて、その間の不正は国民の良識によつて判断され、また十分防止せられると思つてあります。しかし、相次ぐ事故への反省もあり、国民の怒りがこの法案となつたことは認めざるを得ませんが、寄付を受ける側、また、寄付する側にそれぞれこまかい制限を設け、さらに罰則

をつけたことは、はたして適当な方法でしようか。法案によれば、受ける側の個人は、一年間に同一会社、労働組合、個人等から五十万円をこえて寄付を受けてはならない。また、寄付する側については、資本金二億円の会社は、寄付と名のつくものは、政党であれ、後援会であれ、一切加えて、年間を通じて五十万円以上してはならないとか、綿密に規定してあります。しかし、この程度の、しかも善意の寄付について罰則をつけることは、あまりに神経質に過ぎ、常識から考えて納得のいかないところではありますが、自治大臣の御所見をお伺いいたします。

次は、国または公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者、あるいはまた、特定の政府関係金融機関から融資を受けている法人の寄付制限についてであります。国または公共企業体は国内最大の消費者であつて、この制限に該当するものは無数にあると判断せられるのであります。融資についても同じでありますが、法文に書けばわずか数行であつても、これに罰則がつくとすれば容易なことではなく、この法律の運用いかによつては、生産活動、経済活動を麻痺させ、警察国家の招来なしといたしません。私どもは、政治活動が不当に弾圧されたことによつて、次第に取り締まり国家に移行していった戦前の忌まわしい記憶を持つものであります。自治大臣はこの点についてどのような御所見をお持ちになつてゐるか、お伺いしたいのであります。

次は、金のかからない政治活動、選挙についてであります。最近政治活動のための経費が次第に膨張して、まことに耐えがたいものになつてゐるのは事実であります。このことはまことに憂うべき現象でありまして、これを解消する名案について、ひとしく頭を悩ましておるところであります。政治資金公開の原則によつてその収支を届け出る場合、政治活動のための必要経費は何々をいうかについて、特に審議会で十分御検討願いたい旨を主張したのであります。これについて審議は全くありませんでした。政治活動のための必要経費について、その範囲と限界をきめることはきわめて困難ではあります。わが国の慣習を認めながら、個々のケースを取り上げてこれを検討し制限することは可能であつて、たとえ完へきが期せられなくても、これこそ、権威ある第三者で構成する審議会の任務であつたと考えるのであります。政治に金をかけるのは悪である、資金さえ制限すれば政治活動も衰えるであらうという誤った考え方が法案を支配していることはまことに遺憾であつて、私は資金規正の方向を誤つてゐるものと判断せざるを得ないのであります。

政治資金の誤れる使用は、これくらい国民を毒するものではありません。また、この使い方を規正することによつて、政治が姿勢を正すことにもなり、かつ、いつも問題になる政治家個人の所得の計算も可能になるのであります。しかるに政府は、これを十分検討することもなく、答申をうの

みにして、寄付のみ厳に制限し、政治活動のために必要経費の規正にはほとんど配慮がなされないのはいかなる理由によるものか、あわせてお答えをお願いいたします。

現行選挙法のもとにあつては、各政党ともよつて立つ基盤を異にするので、政治資金のみ規正することははなはだ不公平を招くことになると思つてあります。自由民主党は大政党であつて、それぞれ選挙区ごとに複数の候補者を立てる関係上、勢い平素の政治活動は個人後援会を基盤といたします。社会、民社両党は、組織された労働組合を基盤といたします。また、公明党は、宗教団体が基盤となつてゐることは周知の事実であります。

あなたも御承知のとおり、選挙に関する後援団体結束の要諦は、所属の各個人が相互に常に意思の疎通をはかり、集会を開き、団結を強固にするにあります。しかるに、今日、革新政党の後援会ともいふべき労働組合は、年間の財政総額数百億円に達し、その決算報告書によれば、そのうち大きな部分が政治資金として支出されてゐると推定せられるのであります。労働組合は、組合員の経済的地位の向上、また、労働条件の維持改善のため、その団結権を憲法によつて保障されているものであり、選挙のための団結を憲法が保障しているものではないことは言うまでもありません。(拍手)また、宗教法人と一体をなす政治結社の場

合、資金の使用と会員の団結の点に関する限り同様であつて、政治活動と宗教活動との区別を明らかにすることは不可能であると考えるのであります。

選挙制度審議会においては、政治活動とは何ぞや、その実態は何をさすかについて一言も審議することなく、また、労働組合、宗教法人の内部で消費されるばく大な資金は、政治活動、ひいては選挙活動と全く無縁のものかについて一言も触れられなかつたことは、私の全く不可解とするところであります。(拍手)

本法案には、それぞれ基盤の異なる政党に対し、少しでも公平に資金を規正しようとの意図があらわれてゐることは当然の措置と考える次第であります。しかし、さらにもつと根底からこの問題を検討する必要があつたと思つてあります。自治大臣並びに労働大臣の御所見をお伺いたします。

以上申し述べたとおり、基盤を異にする政党の政治資金を、いまだ政治活動の本質や相違も見きわめず、実態の調査も行なわずして、単に寄付の面からのみ簡単に制約することは、現段階においてははた不公平のせしめを免れません。しかも、この法律起案の過程を通じて、世論の圧迫があつたことは事実であります。さりとて、この種の重大法案は、拙速を旨として処理せらるべきではありません。政党の近代化あるいは体質改善については、ここに御列席の各大臣は長

昭和四十二年六月二十二日 衆議院會議録第二十八号

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する堀昌雄君の質疑
政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する赤澤正道君の質疑

政治資金規正法及

七六〇

い体験を通じてよく御承知の通りであります。拙速をとうとふあまり、角をためて牛を殺すの愚を行ない、それによってわが国議会政治の進展に思わぬ隆盛があれば、それは取り返しつかないことになると思うのであります。政府としては、審議会においてすでに完成しておる次の答申に期待し、これを同時に法案化して審議の機会を与え、また、その施行期日は同時とせられんことを切に希望いたします、私の質疑を終了いたします。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。

御指摘のように、私も政治家に課せられた今日の課題は、どうして議会制民主政治を守り抜くか、また、政党政治に対する国民の信頼を高めるか、こういう点にあると思います。これはお説のとおりであります。そういう観点に立ちまして、すでに選挙制度審議会におきまして種々審議を続けられておるのであります。その問題は、御指摘になりましたように、選挙区制の問題、選挙運動の方法、あるいはまた政治資金の問題、さらには参議院選挙のあり方等々、いろいろ検討しなければならぬ問題があるのでございます。しかし、御承知のように、選挙制度審議会ができて、第一回以来、この政治資金の問題につきましてもいろいろ答申を続けてまいっておるのであります。私は、これらのものはワンセットとして考えるべ

きことだというその説には賛成でございますが、最近の政情等にかんがみまして、選挙制度審議会が特に政治資金を緊急に処置すべき問題として取り上げて答申をしたこと、これにはそれなりの意義がある、かように私は思うのであります。選挙制度審議会の設置法で、答申は尊重しなければならぬ、かように法律が定めております。政府は、その答申を尊重いたしまして、今回、皆さまの御審議を仰ぐべく、また、政治資金規正法を成立さすべく、国会に提案した次第であります。

次に、ただいま申すように、議会制民主政治のもとにおきましては、政党政治が基盤をなすものであります。それは御指摘のとおりであります。

私は、この観点に立ちまして、政党がより活発に、より効果的な活動をせしめてもらいたいと思っております。また、御指摘のありましたように、本来政治活動そのものは自由であるべきで、制限すべきではないのであります。そういう観点で、もちろん金のかかることもわれわれは了承しなければならぬのであります。しかしながら、金がかかると申しまして、おのずからそこには節度が要るのであります。この節度がたまたま問題になっておる。したがって、金の集め方、金の使い方等につきまして、選挙制度審議会はいろいろ意見を述べ、同時に答申をしたのでございます。私は、その答申を尊重いたしまして、このたび国会に法案を提案し、皆さんの御審議を仰ぐ次第でございます。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 政治資金規正の原則は公開にありまことは、御指摘のとおりであらうと存じます。しかしながら、最近の政治情勢にかんがみまして、ある種の規制を、量的な規制をいたすこともやむを得ないと考えた次第でございます。そのためには、その法の確保のために罰則をつけたわけでございます。しかしながら、私どもは、あくまで国民がこの法の精神にのっとり良識的な行動をしていただくことを期待いたしておるのでございまして、いたずらに警察による摘発等をいたす所存は全然ございません。

また、政治活動の必要経費につきまして問題になるのは、課税上の問題であらうかと思っております。私も、この点につきましては十分今後考えていかなければならないと思っておりますが、各政党並びに政治家の皆さま方にも十分お知恵を拝借いたしたいと存ずる次第でございます。

労働組合あるいは宗教団体の本質についてのお話でございます。もちろん、労働組合等は、地位の向上を目指すことでございまして、そのために従たる活動として政治活動をいたすということは、現在のわが国の法制上はやむを得ないことと存じておる次第でございます。

最後に、お述べになりましたように、政党の近代化、組織化というものは、各政党が御努力をいたさなくともございまして、私も、性急な規制によってその政党の近代化、組織化をむしろ逆

行させるようなことは絶対にいたしたくないと考えております。(拍手)

〔国務大臣早川崇君登壇〕

○国務大臣(早川崇君) 労働組合の政治活動の自由は、ただいま自治大臣のお答えになったとおりでございます。労働組合は、主たる目的が、経済的条件の向上、労働福祉の向上が主たる目的でございます。その従たる目的として政治活動も法律上容認されておることは、自治大臣のお答えのとおりでございます。しかしながら、この従たる政治活動が主たる目的を越えるようなことになりますと、おのずからそこに限界があると私は思います。

先般のドライヤー報告でも、政治活動に労働組合が少し過ぎるという勧告もございました。しかし、今回の法律では、あくまで政党に対する寄付を制限しておるのでございまして、組合自体の政治活動の資金というものは、今回の選挙制度審議会の答申におきましては、これに触れておらない、これは自由になつておるといのが、今回の法案でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 堀昌雄君。

〔堀昌雄君登壇〕

○堀昌雄君 私は、日本社会党を代表して、今回提案されました政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案について、総理大臣及び各大臣に質問をいたします。

ただいま総理大臣も話しておりましたように、現在の日本の政治の情勢というものは、必ずしも国民が信頼をしておるところになつておらないのであります。日本国憲法は、その前文において、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と、こう書き出しておるのであります。一体、正当に選挙された代表者とはどういふものでありましょうか。これは少なくとも現在の公職選挙法の定めを守つて、法律の定めた範囲内における選挙を行なつておる者が、すなわち正当に選挙された国民の代表であることに間違いはありません。(拍手)現在公職選挙法第二百四十七条では、「出納責任者が、第百九十六条選挙運動に関する支出金額の制限額の告示」の規定により告示された額を超えて選挙運動に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。」このように明らかに規定されておるのであります。

ところで、今度の総選挙についての資料はあります。前回の三十四回総選挙、三十八年の資料について調べてみますと、三十八年の総選挙において、自由民主党は、公認料として六億三千八百万円を支出しておるのであります。三百三十四件でありまして、一件当たりは約百九十一万円でありました。さらに、貸し付け金として二億九千六百四十万円、二百八十件で、一件当たり約百六十六万円、一人の候補者に対して二百九十六万円を公然と支出しておるのであります。ところが、前回の

総選挙の法定選挙費用は、全国平均二百万円でありましたから、自由民主党は、すでにこの選挙にあつて法定選挙費用を上回るものを公認料として与え、あるいは貸し付けておるといふのが、この前の総選挙の実態であります。(拍手)

さらに、三十八年の政治資金の規正について、自由民主党に寄付された金額で官報に告示されておりますものは、三十八年の上期が十二億九千三百万円、総選挙のあつた下期は四十億九千万円であります。同じく、国民協会に対して寄付されたものは、上期五億四千万円、下期十八億九千五百万円、合わせて——自民党と国民協会の中で、国民協会から自民党への献金がありますから、これを純粋して計算をいたしますならば、上期が十二億八千六百万円、下期が四十八億四千万円というものが、自民党及び国民協会への昭和三十八年の献金であります。さらに、自民党の派閥に対して行なわれた献金の総額は、上期に五億一千八百万円、下期に三十億一千五百万円でありまして、この金額は、年間九十六億五千九百万円に達しているのであります。昭和三十八年の総選挙にあつて自由民主党の諸君の使用した金額がこれらの総計であります。下期の七十八億五千五百万円を、当時の自民党の候補者三百五十九名で割り算をしてみるならば、一人当たりが二百八十八万円、下期だけに使つたことになつておるのであります。はたして皆さん、これで正当な代表といえるのでありましょうか。(拍手)

私たちは、このような巨額な政治資金が湯水のように使われておるところに——総理大臣が、昨年の十月二十日に言つておられるように、所信表明の中で明らかにしておられるように、「私は、今後一大決心を持つて、積年の病弊を根絶するため、積極的かつ具體的な措置を講じていく決意であります。これが、いま私に与えられた国家国民に対する義務であると信じております。」と、こう言つておるのであります。私たちは、このような問題の背景になつておるところの政治献金の実態について、企業側の問題について触れておかなければなりません。

昭和三十八年における大口献金の会社名と金額を参考までに申し上げますと、一番大きいのは日本水産四千八百八十万円、二番目が出光興産三千四百八十五万円、三番目が東海ガス三千六十万円、四番目、大日本精糖二千七百七十万円、五番目、日魯漁業二千七百七十万円、六番目、丸紅飯田二千六百三十五万円、大洋漁業が七番目で二千二百六十一万円、北海道炭礦二千七百七十万円、前田建設千九百九十万円、台湾製糖千九百八十万円、これらが主たるものであります。かつて政治資金規正で問題になつた八幡製鉄は、十九億で千五百六十一万円を献金しているのであります。

連盟の名で四千八百三十五万円、自動車工業会が四千五百万円、電気事業連合会が五千万円、東京銀行協会が六千五百万円、化学繊維協会が二千五百万円と、膨大な金額が四十年に国民協会に献金をされておるのであります。

私たちは、これらの問題が当然国民の批判を買い、今日の政治資金規正強化の声となつたのは当然のことでありまして、先ほどのような世論の圧迫などという理解は、国民の側からすれば、まことに迷惑千万といわなければなりません。(拍手)そこで、総理大臣にお伺いをいたします。

審議会はその答申の中で、「政党は、できるだけすみやかに近代化、組織化を図り、おおむね五箇年を目途として個人献金と党費によりその運営を行なうものとし、当審議会は差し当り、次の措置を講ずべきものと考え。」こう答申をしておるのであります。あなたは政党の総裁として、この答申で述べられておるところの、すみやかに近代化、組織化をはかるために、五年間で現在の団体の寄付を党費及び個人献金に切りかえるための努力をここで明らかにすることができるとかどうか、はつきりお答えをいただきたいと思うのであります。(拍手)

二番目は、六月八日のこの本会議におきまして、同僚の島上代議士の質問に答えて、「小骨一本も抜くようなことはございません」と、はつきり申されておるわけでございます。以下私が申し上げることは、一体それでは何に当たるのか、大

骨に当たるのか、筋肉に当たるのか、いずれかをひとつお答え願いたいと思うのであります。(拍手)

今度の「特定会社等の寄附の禁止」の項目では、「国と特別の関係にある次に掲げる会社その他の法人は、政治資金の寄附をしてはならない」と、はつきり答申をしておるのであります。ところが、先ほども自治大臣の趣旨説明にありましたように、国に關するものは地方には自由だ、こういう理解は審議会の答申にはないわけでありまして、これが第一点。

第二点は、「国または公共企業体と請負契約の当事者であるものおよび特定の政府関係金融機関から融資を受けているものは、上記の金額のおおむね二分の一に相当する額を超えて寄附してはならないものとする」と、こうあるわけでありまして、これに対して、十分の一というワクを設けて、その大部分をこれから開放しようとしておるのは一体どういうわけでありましてか。

その次に、公職選挙法の部分で「公職の候補者等の寄附の禁止」という項目について、答申は「候補者、候補者となろうとする者および候補者等に係る後援団体等は、当該選挙区内にある者に対して、寄附をしてはならないものとする」と、明らかにしておるのであります。上記の場合において例外は、「親族または政党その他の政治団体もしくは候補者等に対して寄附する場合は、この限りではない」と、こうなっておるのでありますけれども、これについても重大な変更を与えてお

るのであります。特に後援会への寄附については完全に骨抜きにしておるではありませんか。

さらに、私は、非常に重大な問題であると考えておりますのは、答申の中で、「政治資金に係る課税については、たとえば個人の受けた寄附に対する課税、個人のした寄附についての優遇措置その他その合理化を検討するものとする」とあるのであります。ところが、今回の場合は、個人の受けた寄附については何ら触れることなく、会社、法人については、現在すでに税制上の恩典があるにもかかわらず、別ワクとして全額損金に算入させることを提案しているのであります。

これは、皆さん、国民の側からすれば、政治家は、自分たちが受け取る金は、自分たちに不利益であるから、これは横へどけておいて、自分たちに有利な会社の献金に対してだけ優遇の道を開こうとする、こう理解をするのは当然であります。今回のこの提案が国民の信頼にこたえるというのであれば、このようなやり方は、国民の期待を裏切るだけではなく、この考え方は、審議会の答申が団体から個人へと政治献金のシフトを考へておるにもかかわらず、逆に団体、法人、会社の寄附を奨励する形をとっておくことは、何としても審議会の答申を完全に裏切っておるものといわなければならぬのであります。これは骨抜きなんというものでないものであります。(拍手)

さらに、もっと重要な問題の一つは、政治資金に關する部分の施行は、すべて政令の定める日か

らということにしておる点であります。御承知のように、いま総理も答えられましたけれども、今度の答申は、緊急に措置することを要する事項として答申をしておるのでありますから、その実施については、少なくとも時期を明らかにするのは政府の責任であります。にもかかわらず、審議会が緊急に措置すべき事項としておるものを、何ら日限をきめることなく提案しておるということは、これまた審議会の答申に完全に反するものであります。この点については、もはや骨抜きの問題以上の問題であるわけでありまして、この問題について総理にお伺いしておかなければならないのは、一体、総理は、この問題について、いつからこの問題の実施を考へておられるのか。審議会の答申を尊重するのなら、明らかに日時を示していただきたいと思うのであります。

さらに、四十二年五月四日の参議院において、総理はこのように言っておられるのであります。わが同僚の占部議員の質問に対し、「今日国民から私どもに対する期待というが、政界の浄化、政治資金規正の問題は国民の至上命令だと、かように実は考えておりますので、あらゆる善処をはかるつもりでございます。私自身総理であり、同時に總裁ですから、今日法律案を出すことは政府の責任だと、かように考えておりますので、万障を克服して、国会で御審議をいただくだけではなく、ぜひとも成立を期する、こういう覚悟でいる

わけでありまして。こうあなたは申しておられるのであります。さらに、テレビを見ておりましたら、この間の十三日の閣議のときに、あなたは、会期中に成立を期するというのを申された、木村官房副長官はテレビで国民の前に明らかにしておるわけでありまして。

総理は、総理として、さらに總裁として、この国会の会期中に必ず答申の線で成立をさせることを国民の前に重ねて確約してもらいたいのであります。(拍手)

これらの問題について、特に総理にお伺いした問題について、答弁が不明確な場合には、再質問を留保させていただきたいと思うのであります。次に、労働大臣にお伺いをいたします。

労働基準法二十四条は「労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる」と、こうなっているのであります。この法律に盛り込まれておるあつせん規制というのは、労働組合があつせんすることがあつたとかりにいたしましても、そのあつせんによつて寄附をする約束した者のその寄附金を、チェックオフによつて取ることが一体どこが悪いのでありましようか。この現在の労働基準法二十四条との関係において、私は、今回の政治資金規正法の中で取り扱いは、この基準法の精神を踏みにじるものだと考へるのでありますけれども、労働大臣のお答えをいただきたいのであります。

その次に、大蔵大臣にお伺いをいたします。

先ほどの法人税の損金算入の例でありますけれども、現在すでに、資本金の千分の二・五及び収入の百分の二・五の二分の一は税法上明らかに寄付が認められて、損金として認められておるのであります。これが昭和四十年には三百億円に達しているものであります。百億円以上の会社百十二社について見ますならば、合計九十四億二千四百万円が、この寄付金の法令によって損金に算入されておるのであります。このように多額のものが、現在すでに政治資金を含めて損金に算入されておるにもかかわらず、新たにその全額を政党に対するものについては損金として認めるというのは、一体これは税の公平の原則から見てもおかしいのではないかと。すでにそれだけが認められておるのにやるといふことは、税の立場から考えても、私は納得ができません。さらに、個人の受けた寄付の課税について、一体どういう処置をしようとするのか、大蔵大臣の見解をお伺いしたいのであります。

最後に、法務大臣にお伺いをいたします。

法治国では、法律は守られなければなりません。ところが、公選法二百四十七条によって、過去十年間に出納責任者が起訴をされたり処分をされた例を、私は寡聞にして聞いておりません。一体、処分をされた者があるのかどうか。このような法律があつて、明らかに選挙違反等で、多額の選挙費用を使ったことが明らかにしておる者す

らも、この条項に該当して起訴されていないというところであれば、選挙に関する法律は、きわめてルーズな適用しか受けていないということになるのではないのでしょうか。小さなものに対してはきびしく、肝心なところだけが抜けているというようないふ、そのような取り扱いでは、今度の政治資金規正法についてのいろいろな罰則の取り扱いについても、ほとんど期待をすることができないのではないかと、国民は心配をしております。政治資金規正法は心配をすることができないうちからあります。この点について、政治家の立場から、われわれはどのような誤解を一掃するため、法務大臣としてのき然たる御答弁をお願いいたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 私は、ただいま私も政治家に課せられたことは、どうしたら政治に対する国民の信頼を高めることができるか、これにただいま全力を注がなければならないと思っております。これは、ひとり政府だけではございせん。われわれ政治家でございせん。どうか、そういう意味で、ことは御自由に、また表現は御自由でございせんが、われわれに対する国民の信頼を高めるように、一そう御協力のほどをお願いをしておきます。そういう意味で、私も、党の近代化や組織化に今後とも一そう熱意を示すのでございせん。

審議会は、ただいま、五年を目途として、個人献金並びに党費によって政党をまかなふ、こうい

うような希望意見を述べております。私もこれについて、この答申といわず、審議会の意見、これは尊重しなければならぬというのが、設置法の定むるところであります。私は、その意味におきましても尊重いたしますが、もちろん、総裁といたしましても、党の近代化、組織化をはかることは、これはもう当然のことであります。国民の信頼を得るためにも、これは積極的にその道をはかるべきだと思います。ただ、五年の間に必ずできるか、こう言われますと、私は率直に申しませんが、現状は、これを実現するのにはずいぶんかけ離れております。なかなかそれはむずかしいことだと、かように思っております。

次に、小骨の議論あるいは大骨の議論、いろいろ出ておりますが、私はこの審議会の答申を尊重して法案をつくつたのでございせん。どうか委員会の席におきまして、大骨か小骨か、そういうものを失つておるかどうか、十分御審議をいただきたく思います。(発言する者多し)どうも私の言うことがよくわからないようですが、私は審議会の答申を尊重して出したのでございせん。だから、御審議をいただきたいと言つておる。

次に、この成立の問題であります。いままで私が参議院に答えたとおりでありまして、ただいまその考え方を改めておりません。私は、ぜひとも皆さま方の御審議によりまして、御協力のもとに本法案を成立させたい。この上とも努力するつもりであります。政府自身よりも、これは国会の

問題でございせんから、どうか成立さすように御協力願います。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 直接に私へのお名さしはなかつたようでございせんが、内容にわたつておりますので、一言お答え申し上げます。

国の補助を受けているものが、地方団体の議員あるいは長に対して寄付をしてもいいことになつておるのはいかぬというお話でございせんが、国の補助金というものは国会議員が関係いたしますから、国会議員あるいは国会議員の組織する政治団体に寄付をするといふことはいけないわけではございませんけれども、地方団体とは、地方団体の議員あるいは長については何らの関係がないから、これは当然のことだと私は考えております。

政令についてのお話でございせんが、これはこのような非常な変革でございせんから、国民への周知徹底をはかり、あるいは市町村の選挙管理委員会の準備をするために、相当の日時が必要であらうと思ひます。準備の整い次第施行することにしたまいと考えております。(拍手)

〔国務大臣早川崇君登壇〕

○国務大臣(早川崇君) 労働基準法第二十四条は、労働者に賃金の全額を支払われることを原則としてつたつておる法令でございまして、例外的に法令または労働協定による場合のチェックオフを認めておる規定でございせん。今回の政治資金規正法の改正によるこの政治活動の寄付のチェッ

昭和四十二年六月二十二日 衆議院會議録第二十八号

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する堀昌雄君の質疑

政治資金規正法及び

七六四

クオフは、その個人の政治的自由意思を尊重するという立場から規制を行なうものでございまして、これは単に労働組合のみならず、下請会社の下請代金の控除をも禁止いたしておるわけでございします。したがって、労働者の賃金保護を目的とする労働基準法二十四条とは別個の観点から規制されておるものと考える次第でございします。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 今回の政治資金規正法の改正によって、法人の政治資金の寄付についてはきびしい制限が設けられることになりましたが、それでもなお、政治資金の公共性にかんがみまして、政党に対する法人の寄付は政治資金規正法で認められることになっており、その認められている寄付金の限度におきましても、大きな金額の寄付をしております一部の法人を除きまして、多数の法人につきましては、政党寄付が真に行なわれるようになりますと、他の公共寄付金のワクを圧迫しがちとなるおそれがあるというよう

なことから、特別措置を講じようとするものであります。要するに、政治資金規正法の改正に関連して、政党寄付を他の公共寄付に準ずるものとしてこれを措置する、こういう趣旨から出たものでございします。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇〕

○国務大臣(田中伊三次君) 法定の選挙費用に超過をいたしまして公選法の二百四十七条によって起訴せられた先例は、国会の選挙に関しては、過

去十年来ございしません。ただし、地方選挙、ことに県会議員の三十八年の選挙の場合には、同じ案件が七件ございしました。七件はいずれも起訴いたしまして、略式命令を発しております。(拍手)

〔堀昌雄君登壇〕

○堀昌雄君 答弁が明確でありませんから、再質問をいたします。

私がお伺いをしたのは、一体この法律はいつから実施することになるのか、政令にすべてをゆだねたのでは、いつから実施するかわからないから、それを明確にしないといふことをお尋ねいたしました。ところが、自治大臣は、準備が整い次第と、こういう答弁であります。いま新聞紙上でいわれておることを皆さんも御承知でしょう。この法案をかん詰めにして、かん切りは別のところにしておけといふのが、これが皆さんの言だと新聞で伝えておるではありませんか。(拍手)

私は自治大臣に重ねてお尋ねをいたしますが、一体準備にいつまでかかるかわからないといううな、そんな無責任なことではどうしてこの法案ができたのですか。この法案の作業をする以上は、

それを周知徹底する時間が、三カ月なのか、六カ月なのか、当然わからなければならぬ。いつまでたつかわからないなどというのは、無責任であるといふことの一言に尽きるのであります。私は、このようなことは、いろいろな借金返しのための時間をかせぐなどと、国民から要らぬ心配を自民党の皆さんが受けないためにも、この日にちを明確にすることを重ねて要求したいのであります。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 先ほどもお答えいたしましたように、この法律案は、大きく言えば国民全体に関係をいたし、しかも罰則もつくようなものでございします。したがって、国民全体に理解を深めるためには相当の時日を要する。しかし、その準備のでき次第すみやかに施行する所存でございまして、決してかん詰めにするようなことはございしませんことを御安心いただきたいと思ひます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 小澤貞孝君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔小澤貞孝君登壇〕

○小澤貞孝君 私は、民社党を代表いたしました。ただいま説明のありました政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案について、佐藤総理並びに藤枝自治大臣等に対し、若干の質問をいたしたいと存するものであります。

言うまでもありませんが、政治資金規正法は、政党、協会その他の団体等の政治活動の公明をはかり、選挙の公正を確保し、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的としておるのであります。

昨年以來、政治資金をめぐる国民の疑惑を招くような事態が相次いで起こつてまいりました。選挙制度審議会は、このような状況にかんがみて、当面緊急を要する措置として、四月上旬、佐藤総理に対し、政治資金の規正等に関する答申を行ないました。その冒頭に、「政党の政治資金は、個人献金と党費により賄なわれることが本来の姿である」、こういうように、これは基本的態度として明示しておるわけであります。しかも、具体的には、おおむね五年後にそれを実現するために、政党は近代化、組織化をはかるべきことを要請しております。先ほどの佐藤総理の答弁は、たいへん自信のないようなお話でございましたが、目標は、船の行き着くべき港は、政党近代化の目標として個人献金でなければならない、こういうように明示されたわけであります。

わが国においても、科学技術も発達するし、機械も人もみんな変わつて、日本経済は、多くの問題点をはらんでおるとはいえ、着々と発展して、西欧に追いつき追い越すような状態となつてまいりました。しかし、ひとりわが国政治は、その政党の非近代的なるがために、依然として後進性を保つたままです。この事実は、党派を越え

て国民のひとしく憂うるところでなければなりません。

今度の規正法に関する答申は、この国民的目標に対してその一里塚として与えられたものといつても過言ではありません。現実に足を踏まえ、さしあたり実現を期することを求められたものでございませう。しかるに、答申案と今日提案された法案とを比べてみますと、一体どこに答申の精神が生かされておるであらうか。基本精神が全く失われておると申しても過言ではございませう。(拍手)私は、まずこの点を佐藤総理にお尋ねいたしたいと思つてあります。

第二には、政府は、審議会の答申が出されてからすでに二カ月有半、今国会会期末まで提案の日を送つてまいりました。その間自治省案ができるまで、あるいはまた、自治省案ができたら政府最終原案ができるまで、自民党の幹事長が先頭に立つて、いまだかつてないと思われるようなブロック会議も招集して検討を重ね、修正に修正を重ねてまいりました。したがって、ここに提案された本法案は、政府と与党とこんな一体となつてつくり上げた法案であると私は信じて疑いません。

しかるに、どうも紙上伝えられるところによれば、国会審議の過程で政府・与党の手によつてさらに改悪されるのではないかとように伝えられております。何がゆえに、本法案に限って、政府と自民党はかかる態度、言いかえるならば、二

刀づかいをしなければならぬか。現にいま社会労働委員会に付託された健康保険等特例法案の審議にあつては、この法案の中に自民党の議員の中ですら多くの疑問を持つておりますけれども、なおかつ文字どおり押しのために政府・与党一体となつて戦つておる現実であります。政府は一体政治資金規正法を本気で今国会で成立させようとしておるのかどうか、政府の責任者としての立場から明確な御答弁を佐藤総理にお願いいたしたいわけでありませう。(拍手)

どうも政府は、腹の中では、とにかく提案だけはしたということとその責任をのがれようとしておるのうに見えてなりません。国会審議の中でこの法案がさらに骨抜きになつて成立するか、あるいはあわよくば審議未了、廃案となることを望んでいるのではないのでしょうか。しかも、事もあるに、先ほどの質問にもありました、労働組合の献金のほうのチェックオフを規制して、そうしてその責任の一部を野党に負わせようとしております。言いかえるならば、提案まじきになつて、あつて、労働組合の行なう寄付について、先ほどの質問のあつたように、チェックオフを禁止する条文を挿入したのであります。こういうことは、明らかに野党を刺激してこの法案を成立させないようにして、その責任の一端を野党に負わせようとする腹胆であるに違ひありません。(拍手)労働、自治両省の事務当局は、天引き禁止の条文は不適当だ、と言つております。このことは新聞

にも明らかに出ております。しかし、先ほどの早川労働大臣の説明ではその点が不明確でありました。基準法できめられ、当局が不適当と思われるようなものを、なぜ提案まじきに挿入しなければならなかったか、この経過について自治大臣並びに労働大臣の明確な御答弁をお願いいたします。さて、従来から、政治資金規正法は、食管法あるいは売春禁止法とともに、ざる法だといわれてまいりました。まことに遺憾であります。したがつて、このような弊害を除くためには、規定された条文がだれにもわかりやすくなければなりません。答申案では、国または公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者であるもの及び特定の政府関係金融機関から融資を受けているものは、すべて一般会社の寄付制限額の二分の一、こういうようにきめて明確であります。しかるに、提案された改正案は、契約高や融資額が十分の一以下のものは除外いたしました。これによつて、あとでこの十分の一の制限をさらに十分の二、十分の三と、次々とワクを拡大するような余地を残した点、これが第一点。第二点としては、ざる法としての、そのざるの目をいよいよ拡大する役目をこれによつて果たさせようとしたこととあります。一体、特定会社と政府との契約がその会社の売り上げまたは融資額の十分の一以下であるかどうかということは、事務的に調査し、公表し、周知徹底することはなかなか至難であります。単に、答申案のように、政府と関係があ

る、こういうことであるならば、きわめて明確であるわけでありませう。

このように考えてまいりますと、十分の一のワクをわざわざつけたということは、その意味がきわめて重大だというように感ぜられます。まずこの点について自治大臣の所見を私はお伺いいたしたいと思ひます。

そもそも、かくのごとく答申の線から一歩二歩と後退して、ついには答申の精神そのものの否定にもなりかねない状態にまで寄付制限の緩和をはからざるを得なかつたのは、公然と派閥の温存を許したことをはじめ、候補者の支出のほうを食いとめなかつたことにその根本原因があると思ひのであります。すなわち、従来の派閥を公然と政治団体として認めたり、公職の候補者の寄付の禁止について、その規制が答申案よりもはるかに後退して、政治上の主義または施策を普及するための講習会や、政治教育のための集會に実費を支出してよいということがきめられまして、いままで行なわれたような東京見物あるいは温泉旅行等を堂々と認めておるところに問題があるわけでありませう。(拍手)

初めは与党の審議会委員もこの支出の全面禁止には賛成しておつたと聞いております。一体、いかなる理由でかくのごとく後退せざるを得なかつたか、これまた自治大臣の御答弁をわすれずわした

いわけであります。

の実施が適正に行なわれておるかどうか、調査、監視、取り調べ、こういうことがきわめて困難であります。われわれもまた、この法の実施にあつて権力の介入を戒めなければならぬと信ずるものでありますが、本法の適正な実施をいかにして行なわんとするか、担当大臣の所信を承りたいと存じます。

さて、私は先ほど、本法はさる法の一つであると申し上げました。この法案を、政党とその資金を

規正し取り締まるというように、受け身の見方で見ると、まさにさる法となるではありません。そうではなくして、冒頭に私が述べましたように、政党近代化の一里塚として前向きに受けとめまして、政党近代化のための教育法、こういうようにして受けとめるならば、その意義もまた評価できるわけがあります。しかし、そのためには、政府と自民党の最高責任者、佐藤総理の態度

いかに私にかかっていると信じて疑いません。答申以来、後退に後退を重ねてくることを許したことは、総理の責任はまさに重大であります。この点について総理はいかなる反省をなされておるでございましょうか、明確な御答弁をわずらわしいわけでありませう。

その上、この法律は、施行を一体いつにするかきめてありません。先ほどの自治大臣の答弁は、準備のでき次第、国民が十分了解した後にということ、堀議員の質問に対して明確ではありません。国民はいま、車の両輪論者との妥協で、選挙

区制とからませようとしているのではないか、あるいはまた、政治資金を規正して政治の姿勢を改めたいという国民世論の冷却を待ってうやむやにしようとしているのではないか、こういう不信の念を持って見ておるわけでありませう。したがって、この点については、今度は総理から、いついつから実施する、こういうように明確な御答弁をわずらわしいわけでありませう。

さて、最後に、私は、国民から政党政治の信頼を高めて議会制民主主義の発展を期するための方途についてお伺いしたいと思ひます。

先ほど堀議員が若干申されましたが、私は、本年二月末の自治省発表の四十一年度上半期の政治資金をもとに、主要政党等の収入を分析してみますと、発表のあつたものの中で、明らかに各政党に属するもの、あるいは派閥に属するものとわかつたものを加えて、これを比較の便宜のために、その当日の衆議院議員の数で割ってみました。そうしたら、指数だけ申し上げますが、自民党は、議員一人当たり、ここ半年であります、千七百という数字が出ました。共産党のほうは一億六千六百という数字が出ました。公明党のほうは約千九百という数字が出ました。社会党百十五、民社党百四十、こういうような数字となります。これは一応の比較のめどであります。与党の政治資金は、民社党や社会党等野党の政治資金の約十倍であるということでもあります。

政治資金は、各政党いろいろと事情がありま

しょう。しかし、公平な使用額によって、政党間の争いは政策によつて争われ、国民の審判を求めることが、より好ましいことであると私は信じて疑いません。かりに、ある政党が政治資金の絶対的優位が保てないならば、その政党が凋落の危機に瀕する、もしこういうことであるならば、それはその政党の政策の貧困を物語つておる、こういうように断じて差しつかえありません。(拍手)

私は、四月に審議会の答申が佐藤総理に提示されてから今日までの政府と与党の動きを静観してまいりましたが、そのあわただしい動きは、何か焦燥にかられていると申しても過言ではありません。会社の寄付のほうは、先ほど来論議されているように、骨抜きの修正を加え、税の優遇を行ない、反対に、約一割の政治資金しかない野党のほうに対しては、法律的に見ても不適当あるいは妥当性のないという方法で規制しようとしております。これはまさに党利党略でなくして何であります。よろしくか。(拍手) こういうことで一体政党近代化を志す政党といえるでございましょうか。この点について、国民は佐藤総理と自民党に注目いたしております。佐藤総理のこの点に関する所信をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしましたよう

先ほど赤澤君や堀君にお答えいたしましたよう

に、今日、私も政治家が当然の責務としてつとめなければならないことは、何といたしても議会制民主政治を確立すること、同時に、政党政治に対する国民の信頼を高めることだ、かように私は思ひます。今日、政治資金規正法案が出てまいりましたのはそのゆえんだと思ひますので、そういう意味で、私はたびたび申し上げましたように、いろいろの御批判はいたしておりますが、この答申は忠実に尊重いたしました法案をつくつたつもりであります。この点につきましては、いろいろの御意見がございと思いますが、政府は、ただいま申し上げるような確信のもとに出しておるのでありますから、どうか委員会の席等におきましてとくと御審議をいただきたいと思ひます。

また、ただいま御指摘になりましたように、本来自然の姿といたしまして、政党の資金は個人献金並びに党費をもつてまかなわなければならないことを審議会は述べております。しかし、先ほどお答えいたしましたように、現状は、この問題をそのとおり実施するのには非常なギャップがございませう。そういう意味で、五年の間にこの目標を達成することはなかなか困難だ、私はかように考えております。この点は、一例で申し上げますが、たとえば、わが国における法人の存在というものが、これはたいへんな意義、価値を持つております。経済社会においての法人、これは全然無視はできません。また、ただいまいろいろの御

意見が出ておりますが、労働組合の存在、これまた、目標がいわゆる経済活動にしろ、そういう問題はこれも無視はできない、そういう現実を踏まえて、ただいまの個人献金と党費でまかなえないこと、これはなかなか無理があるのでございすから、私は、たいへん率直に、これはなかなかむずかしいことだ、かようにお答えをしておるのであります。

次に、この法律はさる法だとか、あるいは党利党略だとか、いろいろの御意見が出ております。これは今日までもしばしば述べられたこととてございす、政府はただいま審議会の意見を最も忠実に尊重いたしましてこれを出したのでございす。先ほどから申し上げます、その詳細は委員会において十分御審議をいただきたいと思ひます。同時に私は、皆さま方の御協力を得まして、わが国の政党政治のためにも、わが国の民主政治確立のためにも、りっぱなこの種の法律をつくりたいと思ひます。したがいまして、原案に必ずしもこだわらません。これは十分御審議をいただきます、りっぱな意見であれば、また、わが国の政党政治のためになるようなりっぱな意見なら、どんどん取り入れて、そしてりっぱな法律をつくらうではありませんか。このことを私は特に皆さま方にもお願いをいたします。

次に、施行期日の問題について重ねて私にお尋ねでございます。私も明確にお答えいたしますが、先ほど藤枝君が答えたとおりでございます。

(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 賃金、加工賃、下請代金等の天引きを禁止したのは、元来こうした賃金や加工賃や下請代金を受け取る側は、経済的に弱い立場にありますから、したがいまして、これを天引きするということは強制のおそれがございますので、これを禁止したわけでございます。

国または公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者に対する制限をきびしくしてあるのでございす、この答申の趣旨は、国との契約で特別の利益を受けたものは制限をきびしくするということだと思ひます。ところで、請負そのものは、請負をしたから直ちに特別の利益があるものとは考えられないのでありまして、そのようないことがあつては、綱紀のことばかりでなく、刑法上の犯罪にもなるわけとてございまして、ただ請負という国との特別な関係があるということとて制限をきびしくするのでございすから、その金額が非常に少ないものは、これははすすのが当然であると考へております。

選挙区への寄付につきましては、審議の段階で、御承知のように、社交上の寄付は認めようという議論もすいぶんあつたわけとてございす、最終段階にこれがはすされまして、しかし、実態を考へますと、社交上の寄付というものは、これはある程度は考へなければならぬ、しかし、社交上ということが非常に不明確とてございすので、政治教育に対する必要最小限度の実費弁償としたわけとてございす。

立ち入り検査等をやらなければだめではないかというお話とてございす、私は、こうした問題はすべて国民の良識に従つて真実を発表していただくということが原則とてございまして、立ち入り検査のようないことはすべきでないと思ひて、次第とてございす。(拍手)

○副議長(園田直君) 大野潔君。

〔大野潔君登壇〕

○大野潔君 私は、公明党を代表いたしまして、今回提出されました政治資金規正法に關し、総理並びに閣僚大臣に、特に重要な点にしばつて質問をいたします。

政治資金の規正について、公明党は、政界浄化の立場から、過去数回にわたり改正案を提案してまいりましたが、そのつど目ざすところは達成できず今日に至りましたことは、はなはだ残念なことであります。しかし、この問題は、いまや国民の世論となつて、すみやかに政治資金を規正せよとの声が増しに激しくなつてゐるのであります。公明党が主張する政治資金の理想像は、個人の献金に限れ、会社、団体からの政治献金を禁止せよとてございす。この主張は、選挙制度審議会の第一次、第二次の答申でさえそれを認めてゐる政治献金本来の姿とてございす。今日のように国民の中に根強い政治不信を植へつけたのは何か、それは、政治と金のきかないつながりであり、す。政党と特定会社、特定団体との黒い霧にはかならなかつたのでございす。特に今特別国会は、黒い霧解散による出直し国会であり、国民の最も期待するところは、政治姿勢を正すべしというところであり、この期待にこたへる道は、いかにきびしくとも、政治資金規正の実をあげること

に徹すべきであると思ひてございす。(拍手) 答申は、このような政治献金本来のあり方、すなわち、個人献金に限るべしとの理想を實現を五年後に譲り、とりあえず実行可能な事項を緊急に成立させるべきであるとの趣旨でなされたのであります。しかるに、今回提出されました政府案は、このような答申の内容よりはるかに後退したものであることは、まことに残念なこととてございす。ここに私もが不満とする諸点について、総理並びに閣僚大臣の所信をただしたいのでございす。

まず第一に、施行日を政令に委任した問題は、最も理解に苦しむ点とてございす。答申は、当面緊急を要する措置として、早期実現を強く求めております。同じく世論も、一日も早く政治資金の規正實現を強く期待してあります。その肝心な施行期日を政令にゆだねんとする意図はどこにあるのか。党利党略に終始して大局を見誤つてゐるのか。それとも、その根底に根強い小選挙区制の野望をひそめ、両輪論の實現をねらつてゐるのではないか。自治大臣のいうところ

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する大野潔君の質疑

昭和四十二年六月二十二日 衆議院會議録第二十八号

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する小澤貞孝君の質疑

政治資金規正法及

七六七

の、準備や徹底に時間を要するという言いわけは、政令委任の絶対的な理由としては、どうしても納得できないのでございます。

昨年、公選法を改正し、永久選挙人名簿を作成した際は、わずかの期間で七千万有権者に対して強行をはかったことを思うならば、きわめて容易に施行が可能である。しかも、当局の自治省も、十分徹底できる期間を見込み、自信を持って、四十二年一月一日施行、そのように原案に出したものを、なぜ政令委任と不明確にしてしまったのか、総理の明確な答弁を求める次第でございす。

第二の点は、罰則について伺います。

乱脈をきわめた政治資金の姿勢を正すためには、違法行為に対して罰則の強化をすべきは当然であります。献金は善意のものであり、罰則をきびしくするのはおかしいなどの論もあるようでありす。その善意の名のもとに、それを利用し、無用し、国民のひんしゅくをかった事例こそ、共和製糖であり、昭和電工であり、保全経済会等々の汚職事件であり、国民の政治不信のもととなったのであります。したがって、世論にこたえるためにも、厳格な罰則を付するのは当然であります。

それにもかかわらず、本法案の罰則が、公選法の罰則に比してあまりにも軽きに失するのはいかなる考えによったものか、法務大臣並びに自治大臣にお答えをお願いいたします。

一方、罰則があっても、違反の事実を確認する

ための監査機関を設けなければ、規制自体何ら実をあげることはできないのでございす。監査機関なくして、いかにその違反を取り締まり、公平を保つ所存なのか、総理並びに自治大臣の明快なお答えをお願いする次第でございす。

第三に、法人の寄付に税制上破格の優遇措置を設けたことについて、大蔵大臣の所信を伺いたす。

答申には、法人の寄付に対する税制上の優遇措置は全くないのでございす。本来この法律は、会社でも個人でも多額の献金は好ましくないとし、規制を設けたものでございす。さらに、献金は個人を原則とし、現状やむなしとの立場より法人の献金を認めたものでございす。税の優遇措置をとることは、この法律の精神を曲げるものでございす。

大蔵大臣は、当初、子弟の教育費に対する免税措置もとれない現在、法人寄付の減税はしない、このように強調していきながら、なぜ大幅な譲歩をしなければならなかったか、その理由を明らかにしていただきたいと思っております。

最後に、規正法成立への総理の決意をお伺いたす。

第五次選挙制度審議会より答申が出された四月七日以来政府のとってきた態度は、はたして、国民の前に政治の姿勢を正す誠意としての本案成立をまじめにお考えでございすでしょうか。これについて、去る五月四日の予算委員会において、総理

は次のように言明されたはずでございす。すなわち、「政界浄化、政治資金問題は国民の至上命令であり、あらゆる善処をはかる。与党内にも異論があるというが、私自身総理であり、同時に総裁ですから、万障を克服して、国会で審議を願ひ、成立を期する覚悟である。」このことは、廃案ムードの中にあつて国民は一条の希望の光として期待をいたしております。

ここで総理にお伺いをいたしたい。

一、この総理の発言から見ても、国民の至上命令たるこの政治資金規正法の改正案を本国会における最重要法案とお認めになつておられるかどうか。

二、総理は、かまばこ論や骨抜き、とげつき、実施抜きと公然といわれている廃案ムードしきりの中で、あくまでも法案を今国会において成立させることに現在なお強く決意されておられるかどうか。

三、成立させるためには、もはや旬日を残すのみとなった現在、物理的にも会期中の成立は困難と見なければなりません。もちろん、提案がおくれた政府の責任はあくまでも重大であります。国民の期待に沿ひ得るためには、党利党略を捨て、どのようなスケジュールによつて成立を期されようとするのか、しっかりとお示し願ひたいと思つてございす。

四、また、予算委員会発言の中にもありましたが、総理は、自民党の総裁として党内の異論を抑え、本案件の審議促進と成立についていかなる

方策をもつて臨まれるのか、以上の点を明らかにしていただきたいのでございす。

いまわれわれは、与野党を問わず、国民の前に、国会の権威いまだ失墜せずとの厳然たる姿をもつてこたえるためにも、また、政治の姿勢を正すための本特別国会の使命を全うするためにも、国民の納得のいく政治資金規正法の成立を心から望んで、質問を終わるものでございす。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 施行期日を政令に譲つたのはなぜかという点、御承知のように、これは立法技術上の問題で、その中身、本法の規定するところのものが、直ちにきめることが困難な場合には、これを政令に譲る場合がしばしばございす。先ほど来お答えしておりますように、準備でき次第これを実施する、こういうたてまえでございすので、これは政令に譲るのは当然であります。

第二に、成立の私の決意、これをお尋ねでございました。御承知のように、私は審議会の答申を尊重いたしまして、ただいま法案を提出しておるわけでありす。成立を期さないような法律案を、皆さま方のごやっかいと申しますか、お手をわずらわすような考えはございせん。成立を期すればこそ提案したのでございす。それを誤解のないようをお願いいたします。したがういまして、いろいろこまかくおあげになりましたお尋ねでございす。が、私の決意のほどは御了承いただきたと思ひ

ます。

また、今日までこの法律案がいろいろ遅延したと、かような御批判もございしますが、この法律案は、私が申すまでもなく、重大な固期的な法律でございします。そういう意味でいろいろ準備の都合もありましたのでおくれた、かように御了承いただきたい。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 罰則につきましては、法体系上あるいは他の法令との関係を考慮いたしてやつたわけでございます、特に軽いとは存じません。

監査機関につきましては、先ほどもお答え申しましたが、この種の政治献金等の問題につきましては、国民の良識に従ってやっていたことが最も望ましいのでございまして、徴税機関のように立ち入りをして帳面をひっくり返して調べるといふような性質のものではないのではないかと、そういうふうに考えておる次第でございます。

(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 教育費控除の問題は、一般の課税最低限、さらには控除の論議にも関係する問題でございまして、また、多額の財源を必要とする問題でございしますので、いま慎重に検討されておるところでございますが、今回の寄付金に対する租税上の措置のほうは、先ほど申しましたように、規正法の改正に關連して、政党寄

付を公共寄付に準ずるものとしてさしあたり特例を設けようとするものでございまして、多くの財源を必要とするものではございません。特に法人の寄付につきましては非常にきびしい限度を設けられておりますので、大会社の政治献金はむしろ制限されることになりまして、いまのところ税の減収は生じない見込みでございます。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇〕

○国務大臣(田中伊三次君) 本案の罰則が軽きに失するのではないかとお尋ねでございますが、これは藤枝君のお答えと同様でございますが、中身を申し上げますと、何が軽い、何が重いという問題は、今日の法制上の考え方から申しますと、類似の法律の罰則はどうなっておるかということを見る以外にない。そこで、現在の類似の法律とは、公職選挙法と現行の政治資金規正法の両法律でございします。この二つの法律の罰則と比較をいたしまして無理のないようにという意味でここに上りましたのが、提案をしております罰則でございます。決して軽きに失するものとは考えません。(拍手)

○副議長(園田直君) 谷口善太郎君。

〔谷口善太郎君登壇〕

○谷口善太郎君 私、日本共産党を代表しまして総理に質問いたします。

第一点、汚職、腐敗の政治を根本的に一掃す

る、このためには、営利会社や資本家団体からの政治献金を全面的に禁止する。政党や政治団体の活動資金は、あくまでも党費、事業収入及び党を支持する個人の寄付、それも現状では四十万円ぐらゐの限度とする大衆的寄付でまかなわなければならない。なぜなら、政党は金のために一部の営利団体の支配を受けたり、その利益に奉仕することが絶対にあつてはならないからであります。これはわが党の一貫した主張であり、かつ、これを實踐して三十万の党を動かしているものであります。ところが、今回の改正案は、依然として営利会社や資本家団体からの献金の道を大幅に残しているばかりか、国や公共企業体、地方団体と請負関係を持つ会社あるいは融資を受けている会社、企業家等からの献金さえ事実上野放しにしているものであります。

総理は、この改正案で汚職、腐敗が根絶できると思ひますか、お答えを願ひます。

第二点、政治献金に対する免税の問題であります。特に営利会社の献金、個人の大口寄付を大幅に免税したことは重大であります。最近の国民大衆に対する課税の過酷さは目に余るものがありますが、汚職、腐敗の根源である政治献金に税をかけぬとは、まさに献金を奨励するものであります。政治献金に税をかけぬ理由を明確に答えていただきます。

第三点、改正案は、公職の候補者等が、選挙区で、選挙の前後の一定期間を除くは、後援団

体への供応や寄付、政治集会への実費負担と称する事実上の接待行為などを自由に許すという規定を残しているものであります。なぜこの規定を残したか。買収、供応、地位利用とあらん限りの悪事を尽くして、しかも無罪となつた小林章事件が、これを明らかにしております。こういう規定を残しておいて、選挙に金がかかるから営利会社から献金が必要だ、こういうことを言う。どういふ量見か、はつきりさしていただきたい。まさにこの改正案は、汚職、腐敗政治の是正には何の役にも立たない、さる法と断ぜざるを得ないのであります。

第四点、この改正案を提出する過程で、政府・自民党内に、政治資金の献金面を規制するなら、現行の選挙区制を改めて小選挙区制を実施せよといふ、いわゆる車の両輪論が出たことはきわめて重大であります。これこそ政府・自民党の陰謀であります。選挙で金がかかるからぬの問題と区制の問題とは、全く別な問題であります。わが党は現行制度のもとでも金をかけずにやっております。小選挙区制こそ、政府・自民党の現状から見て、一掃買収、汚職を容易にするのであります。問題はいまや明らかであります。政府・自民党は、国民の強い要求に押されて政治資金の規正に応ずるように見せかけながら、実は汚職、腐敗政治を一掃する気など全くなく、むしろこれを機会に強引に小選挙区制実施の陰謀を推し進め、民主主義の破壊、憲法の改悪、軍国主義の復活といふ、アメリカ

昭和四十二年六月二十二日 衆議院会議録第二十八号

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する谷口善太郎君の質疑
の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件(外一件)

千九百五十四年

七七〇

カ帝国主義と日本独占の要求実現に真の目標を置いているのであります。政府はこの欺瞞的な改正案を撤回して出直すべきであります。汚職、腐敗政治を一掃するための具体案をわが党はすでに明らかにしている。政府はわが党の具体案について真剣に検討を加えたかどうかを聞きたい。

以上の諸点について、総理の明確な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 谷口君にお答えいたします。

この問題は、先ほど来いろいろお答えをいたしましたので、本筋は御理解をいただいたと思いますが、しかし、なお重ねてお尋ねがございしますので、申し上げます。

私は、今回の答申、これを忠実に尊重いたしまして法案をつつたのであります。ただいまの、これができたら今後は汚職は一切ないのか、かようなお尋ねでございますが、私も、いま、政党政治、政界の浄化、これについて最善の努力を払う決意でございます。まして、ただいまのような問題があるかどうか、起こるか起こらないか、こういうようなことは、政党及び政治家の倫理の問題だ、かように私は理解しておるのであります。また、そういう意味で国民も納得をしておると思ひます。

いろいろきびしい制限をつけろというお話でございましたが、審議会の答申はそこまでは要求し

ておらない。私も、審議会の答申をなかなか尊重しないというおしかりを受けておりますが、谷口君のようなきびしい答申にはまだなっておりませんのであります。十分現実を認識しながらも将来の方向を示しておる、かように私は考えております。

次に、なぜ免税をするのか、こういうお話であります。これも答申の中に、こういうものについて特別な優遇措置をとれということがございます。したがって、免税ということはいろいろ考えられ、他の免税をする場合と均衡のとれる範囲、これで免税を考えたのであります。

次に、後援団体等に対する支出の問題でございますが、これは今回の法律では特別な場合にこれを認めるようなたてまえでございます。しかし、基本的にはこれは政党並びに政治家の倫理の問題だ、かように思ひますので、そこにおのずから限度がある、かように御了承いただきたいと思ひます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 千九百五十四年の油による海水の

汚濁の防止のための国際条約の締結につ

て承認を求めるの件

日程第二 大西のまぐろ類の保存のための

国際条約の締結について承認を求めるの件

○副議長(園田直君) 日程第一、千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件、日程第二、大西のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件

右

国に提出する。

昭和四十二年四月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件
千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約(千九百六十二年に採択された改正を含む。)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、千九百五十四年五月十二日に油による海水の汚濁に關する国際会議において作成され、千九百六十二年にその一部が改正されたものであつて、船舶の油による海水の汚濁を防止する

ため、船舶からの油の排出の規制、港灣の廃油処理施設の整備等の措置を執るべきことを規定しているが、わが国としては、海水汚濁による公害の防止に資するため、この条約の当事国となり、諸外国と協調してこれらの措置を執ることが望ましいと考えられる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約

千九百五十四年四月二十六日から同年五月十二日までロンドンで開催された油による海水の汚濁に關する国際会議に代表者を出した諸政府は、船舶から排出される油による海水の汚濁を防止するため合意により措置を執ることを希望し、かつ、この目的が条約の締結により最もよく達成されることを考慮し、

よつて、下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

(1) この条約の適用上、次の用語は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、それぞれ次に定める意味を有する。

「事務局」とは、第二十一条に定める意味を有する。

「排出」とは、油又は油性混合物についていふときは、原因のいかんを問はず、すべての排棄又は流出をいう。

「重ディーゼル油」とは、船舶用ディーゼル

油(米國材料検査協会の標準方式 D. 50°/15°)により試験したときに摂氏三百四十度以下の温度で体積の五十パーセントをこえる量が蒸留されるものを除く。をいう。

「マイル」とは、一海里(六、〇八〇フィート又は一、八五二メートル)をいう。

「油」とは、原油、重油、重ディーゼル油及び潤滑油をいい、「油性」とは、この意味に従つて解釈するものとする。

「油性混合物」とは、油の含有量が百万分の百以上の混合物をいう。

「機関」とは、政府間海事協議機関をいう。

「船舶」とは、すべての種類の海上航行船舶(自己推進によるか他船により曳航されるかを問はず、海上を航行する舟艇を含む)をいい、また、「タンカー」とは、貨物区域の大部分がばら積み液体貨物の輸送用として建造され又は改造されており、かつ、貨物区域のその部分に油以外の貨物を積載していない船舶をいう。

(2) この条約の適用上、締約政府の領域とは、その政府の属する国の領域及びその政府が国際関係について責任を有し、かつ、第十八条の規定に基づいてこの条約が適用される他の地域をいう。

第二条

(1) この条約は、次の船舶を除くほか、締約政府のいずれかの領域で登録されている船舶及び締約国の国籍を有する登録されていない船舶に適用する。

(a) 総トン数百五十トン未満のタンカー及びタンカー以外の総トン数五百トン未満の船舶。

ただし、各締約政府は、これらの船舶の大き

さ、用途及び推進用燃料の種類を考慮して、合理的かつ実行可能な限り、この条約に定める規制をこれらの船舶にも適用するために必要な措置を執るものとする。

(b) 捕鯨業に従事している船舶であつて、現に捕鯨作業に使用されているもの

(c) 北アメリカの大湖及びそれらに接続し又は附属する水域であつて、カナダのケベック州モントリオールにおけるセント・ランバート・ロッックの下流側出口を東端とするものを航行する船舶

(d) 海軍艦艇及び海軍の補助船として使用されている船舶

(2) 各締約政府は、この条約に定める規制と同等の規制が、合理的かつ実行可能な限り、(1)(d)にいう船舶に適用されることを確保する適当な措置を執ることを約束する。

第三条

第四条及び第五条の規定に従うことを条件として、

(a) この条約が適用されるタンカーからの附属書Aに掲げるいずれかの禁止区域内における油又は油性混合物の排出は、禁止する。

(b) タンカー以外の船舶でこの条約が適用されるものからの油又は油性混合物の排出は、陸地からできる限り離れて行なわなければならない。(a)の規定は、いずれかの領域についてこの条約が効力を生じた日の後三年を経過した日から、第二条(1)の規定に従つて当該領域に属する船舶でタンカー以外のものにも適用する。ただし、これらの船舶からの油又は油性混合物の排出は、当該船舶が第八条にいう

タンカー以外の船舶のための施設を有しない港に向かつて航行しているときは、禁止されない。

(c) この規定が効力を生ずる日以後に建造の契約が行なわれる総トン数二万トン以上の船舶でこの条約が適用されるものからの油又は油性混合物の排出は、禁止する。もつとも、特別の事情により油又は油性混合物を船内に保留することが合理的でなく、かつ、実行可能でないと船長が認めるときは、附属書Aに掲げる禁止区域外でこれらを排出することができ。この排出の理由は、第二条(1)の規定に従つて当該船舶が属する領域の締約政府に報告されるものとする。締約政府は、これらの排出の詳細について少なくとも十二箇月ごとに機関に報告しなければならない。

第四条

第三条の規定は、次のものには適用しない。

(a) 船舶の安全を確保し、船舶若しくは積荷の損傷を防止し、又は海上において人命を救助するための船舶からの油又は油性混合物の排出

(b) 船舶の損傷又はやむを得ない漏出に起因する油又は油性混合物の流出。ただし、その損傷の発生又は漏出の発見の後に、流出を防止し又は減少させるためすべての適当な措置が執られていることを条件とする。

(c) 重油又は潤滑油を清浄にするときに生ずる残留物の排出。ただし、この排出は、陸地からできる限り離れて行なわなければならない。

第五条

第三条の規定は、船舶のビルジからの次の排出

には適用しない。

(a) 第二条(1)の規定に従つて船舶が属する領域についてこの条約が効力を生じた日の後十二箇月間に行なわれる油性混合物の排出

(b) 前記の期間が経過した後には、油性混合物で、機関区域から流出し又は漏出した潤滑油以外には油を含まないものの排出

第六条

(1) 第三条及び第九条の規定の違反は、第二条(1)の規定に従つて船舶が属する領域の法令に基づいて罰すべき違反行為とする。

(2) 締約政府のいずれかの領域の領海外で違法に行なわれる船舶からの油又は油性混合物の排出に対してその領域の法令が科する罰は、このような違法な排出を思いとどまらせるために十分に厳格なものでなければならない。また、その領域の法令が領海内における同様の違反に対して科する罰よりも軽いものであつてはならない。

(3) 各締約政府は、各違反に対して実際に科した罰を機関に報告しなければならない。

第七条

(1) この条約が適用されるいかなる船舶も、第二条(1)の規定に従つてその船舶が属する領域についてこの条約が効力を生じた日の後十二箇月を経過した日から、重油又は重ディーゼル油のビルジへの流入を合理的かつ実行可能な限り防止する装置を設けなければならない。ただし、ビルジ内の油がこの条約に違反して排出されないことを確保するために有効な措置が執られる場合は、この限りでない。

(2) 燃料油タンクに水バラストを積載することは、できる限り避けなければならない。

第八条

(1) 各締約政府は、次に規定するところに従つて施設が設けられることを促進するために適当なすべての措置を執らなければならない。

(a) 港には、それを使用する船舶の必要に応じて、タンカー以外の船舶が混合物から水の大部分を分離した後の処分しなければならない残留物及び油性混合物を、船舶に不当な遅延を生じさせることなく受け入れるための適当な施設が設けられるものとする。

(b) 油の荷積み場には、タンカーが処分しなければならぬ同様の残留物及び油性混合物を受け入れるための適当な施設が設けられるものとする。

(c) 船舶修理港には、修理のために入港するすべての船舶が処分しなければならない同様の残留物及び油性混合物を受け入れるための適当な施設が設けられるものとする。

(2) 各締約政府は、その領域内のいずれの港又は油の荷積み場が(1)(a)、(b)又は(c)の規定の適用を受けるものであるかを決定するものとする。

(3) (1)の規定に關し、各締約政府は、関係締約政府への通報のため、施設が不十分であると認められるすべての場合を機関に報告するものとする。

第九条

(1) この条約が適用される船舶のうち、油燃料を使用するすべての船舶及びすべてのタンカーは、附属書Bに定める様式の油記録簿を船舶の公式の航海日誌の一部として又はその他の形式で備えなければならない。

(2) 次のいずれかの作業を船舶内で行なうとき

は、そのつど、油記録簿に必要事項を記載しなければならない。

(a) タンカーの貨物油タンクへのバラストの積み及びその排出

(b) タンカーの貨物油タンクの洗浄

(c) スロップ・タンクでのセトリング及びタンカーからの水の排出

(d) スロップ・タンクその他の場所から生じた油性残留物のタンカーからの処分

(e) タンカー以外の船舶の燃料油タンクへのバラストの積み込み又はその航海中における燃料油タンクの洗浄

(f) 燃料油タンクその他の場所から生じた油性残留物のタンカー以外の船舶からの処分

(g) タンカー又はタンカー以外の船舶について、事故その他の理由による例外的な油の排棄又は流出

第三条(c)又は第四条にいう油又は油性混合物の排棄又は流出の場合には、その排棄又は流出の状況及び理由を油記録簿に記載しなければならない。

(3) (2)に掲げる各作業は、油記録簿に遅滞なく完全に記録し、当該作業に係るすべての必要事項がそこに完全に記載されるようにしなければならない。この記録簿の各ページには、当該作業の責任者の署名及びその船舶に乗組員が配置されている場合にはその船長の署名がなければならぬ。油記録簿への記載は、第二条(1)の規定に従つて船舶が属する領域の公用語又は英語若しくはフランス語で行なわなければならない。

(4) 油記録簿は、合理的な時にはいつでも容易に検査することができるような場所に保管しなければならない。乗組員のいない被曳航船の場合を除くほか、船舶内に保管しなければならない。油記録簿は、最終の記載を行なつた日の後二年間保存しなければならない。

(5) 締約政府のいずれかの領域の権限のある当局は、この条約が適用されるいずれかの船舶が当該領域内の港にある間は、その船舶に乘船して、この条約の規定により船舶内に備えることを要求される油記録簿を検査することができ、また、その記載の真正な写しを作成し、船長に対してその写しが当該記載の真正な写しであることを証明するように要求することができる。こうして作成された写しで船舶の油記録簿の記載の真正な写しとしてその船舶の船長が証明したと認められるものは、いかなる訴訟手続においても、その記載が述べている事実の証拠となることができない。この(5)の規定に基づいて権限のある当局が執る措置は、できる限りすみやかに行なわなければならない。当該船舶を遅延させるものであつてはならない。

第十条

(1) いずれの締約政府も、第二条(1)の規定に従つて船舶が属する領域の政府に対し、この条約のいずれかの規定の違反がその船舶について行なわれたという証拠の明細書を、申し立てられた違反が生じた場所のいかんを問はず、提出することができる。これを提出する締約政府の権限のある当局は、実行可能なときは、当該船舶の船長に対しその申し立てられた違反について通告するものとする。

(2) 前記の明細書を受領したときは、通報を受けた政府は、その問題を調査しなければならない。また、他方の政府に対し、申し立てられた違反についての一層詳細な又は一層適切な明細書を提出するように要請することができる。通報を受けた政府は、申し立てられた違反について当該船舶の所有者又は船長に対し司法的手続を執るために十分な証拠が自国の法令上存在すると認めるときは、できる限りすみやかにその手続が行なわれるようにしなければならない。また、当該他方の政府及び機関にその結果を通報しなければならない。

第十一条

この条約のいかなる規定も、いずれかの締約政府がこの条約に關連するいずれかの事項についてその管轄権の範囲内において措置を執る権能を奪い、又はいずれかの締約政府の管轄権を拡張するものと解してはならない。

第十二条

各締約政府は、次のものを事務局及び国際連合の適当な機関に交付しなければならない。

(a) この条約を実施するために自国の領域内において施行されている法律、政令、命令及び規則

(b) この条約の規定の適用の結果を示すすべての公式報告書又はその要約。ただし、当該政府がこれらの報告書又は要約が機密に属する性質のものであると認める場合は、この限りでない。

第十三条

この条約の解釈又は適用に關する締約政府間の紛争で交渉によつて解決することができないもの

は、紛争当事者がこれを仲裁に付することを合意する場合を除くほか、いずれかの紛争当事者の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。

第十四条

(1) この条約は、本日から三箇月間署名のため開放され、その後は、受諾のため開放される。

(2) 第十五条の規定に従うことを条件として、国際連合の加盟国、いずれかの専門機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国の政府は、次のいずれかの方法によりこの条約の当事者となることができる。

(a) 受諾につき留保を附さないで署名すること。

(b) 受諾を条件として署名し、後に受諾すること。

(c) 受諾すること。

(3) 受諾は、事務局に受諾書を寄託することによつて行なうものとし、事務局は、すでにこの条約に署名し、又はこれを受諾したすべての政府に対し、署名又は受諾書の寄託及びそれらの署名又は寄託の日をそのつど通報する。

第十五条

(1) この条約は、それぞれのタンカー保有量が五十万総トン以上である五の国の政府を含めて十以上の政府がこの条約の当事者となつた日の後十二箇月で効力を生ずる。

(2) (a) この条約は、この条約が(1)の規定に従つて効力を生ずる日より前に受諾について留保を附さないでこれに署名し、又はこれを受諾する各政府については、その日に効力を生ずる。その日以後にこの条約を受諾する各政府

については、当該政府の受諾書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

(b) 事務局は、この条約に署名し、又はこれを受諾したすべての政府に対し、この条約の効力発生の日をできる限りすみやかに通報する。

第十六条

(1) (a) この条約は、締約政府間の全員一致の合意により改正することができる。

(b) 機関は、いずれかの締約政府の要請があつたときは、改正案を、審議及びこの(1)の規定に基づく受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(2) (a) 締約政府は、いつでも、この条約の改正を機関に提案することができる。機関は、機関の海上安全委員会が三分の二以上の多数によつて採択した勧告に基づいて機関の総会が三分の二以上の多数によつてこの提案を採択したときは、受諾のため、すべての締約政府にこれを送付する。

(b) 機関は、総会による審議の少なくとも六箇月前に、海上安全委員会がこの勧告を、審議のため、すべての締約政府に送付する。

(3) (a) 機関は、締約政府の三分の一以上の要請があつたときは、いつでも、いずれかの締約政府が提案したこの条約の改正を審議する政府会議を招集する。

(b) 機関は、この会議が締約政府の三分の二以上の多数によつて採択した改正を、受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(4) (2)又は(3)の規定に基づいて受諾のため締約政府に送付される改正は、締約政府の三分の二以

上を受諾した日の後十二箇月で、すべての締約政府について効力を生ずる。ただし、改正を受諾しない旨の宣言を改正の効力発生前に行なつた政府については、この限りでない。

(5) 改正が重要な性質のものであるときは、その採択の際に、総会にあつては海上安全委員会に代表者を出している政府の三分の二以上を含む三分の二以上の多数により、かつ、この条約の締約政府の三分の二以上の同意を条件として、また、(3)の規定に基づいて招集される会議にあつては三分の二以上の多数によつて、(4)の規定に基づく宣言を行なつた締約政府で改正の効力発生後十二箇月の期間内にその改正を受諾しないものがこの期間の満了の時にこの条約の当事者でなくなることと決定することができる。

(6) 機関は、この条約の規定に基づいて効力を生ずる改正及びそれが効力を生ずる日についてすべての締約政府に通報する。

(7) この条約の規定に基づく受諾又は宣言は、機関に対する通告書により行なう。機関は、受諾又は宣言の受領をすべての締約政府に通告する。

第十七条

(1) 締約政府は、その政府についてこの条約が効力を生じた日から五年の期間が経過した後は、いつでも、これを廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局に対する通告書により行なう。事務局は、通告を受けた廃棄及びその受領の日を他のすべての締約政府に通告する。

(3) 廃棄は、事務局による通告書の受領の後十二箇月又は通告書に明記するこれより長い期間が経過した後、効力を生ずる。

第十八条

(1) (a) いずれかの地域の施政権者としての国際連合又はいずれかの地域の国際関係について責任を有する締約政府は、この条約をその地域に適用するため、できる限りすみやかにその地域と協議しなければならず、また、事務局に対する通告書により、いつでも、この条約をその地域に適用する旨を宣言することができる。

(b) この条約は、通告書の受領の日又は通告書に明記する他の日から、通告書に掲げる地域に適用する。

(2) (a) いずれかの地域の施政権者としての国際連合又はいずれかの締約政府は、(1)の規定に基づいて宣言を行なうことによりこの条約をいづれかの地域に適用した日から五年の期間が経過した後は、いつでも、その地域と協議した後、事務局に対する通告書により、この条約が通告書に掲げる地域に適用されなくなる旨を宣言することができる。

(b) この条約は、事務局が通告書を受領した日の後一年又は通告書に明記するこれより長い期間が経過した後、通告書に掲げる地域に適用されなくなる。

(3) 事務局は、(1)の規定に基づくこの条約のいづれかの地域への適用又は(2)の規定に基づくその適用の終了を、この条約が適用される日又は適用されなくなる日をそれぞれの場合に明示して、すべての締約政府に通報する。

第十九条

(1) 戦争その他の敵対行為の場合には、交戦国としてであるか中立国としてであるかを問わず、これにより影響を受けると考える締約政府は、

その領域の全部又は一部について、この条約の全部又は一部の適用を停止することができる。停止を行なつた政府は、直ちに、その停止を事務局に通告しなければならない。

(2) 停止を行なつた政府は、いつでも、その停止を終了させることができ、また、いかなる場合にも、その停止が(1)の規定により正当と認められなくなつたときは、これをできる限りすみやかに終了させなければならない。その政府は、直ちに、この終了を事務局に通告しなければならない。

(3) 事務局は、この条の規定に基づく停止又は停止の終了をすべての締約政府に通告する。

第二十条

この条約が効力を生じたときは、事務局は、直ちに、これを国際連合事務総長に登録する。

第二十一条

事務局の任務は、千九百四十八年三月六日にジュネーヴで署名された条約に基づいて政府間海事協議機関が発足してその任務を開始するまでの間は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行なうものとし、その後は、政府間海事協議機関が行なうものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十四年五月十二日にロンドンで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、事務局に寄託されるものとし、事務局は、その認証謄本をすべての署名政

府及び締約政府に送付するものとする。

オーストラリア政府のために

ベルギー政府のために

受諾を条件として

M・A・ファン・ブッケル

ブラジル政府のために

カナダ政府のために

アラン・カミン

批准を条件として

セイロン政府のために

T・D・ペレラ

受諾を条件として

チリ政府のために

デンマーク政府のために

受諾を条件として

モーエンス・ブラク

フィンランド政府のために

受諾を条件として

S・スンドマン

フランス政府のために

批准を条件として

R・マツシグリ

ドイツ連邦共和国政府のために

受諾を条件として

カール・シュールベルト

ギリシャ政府のために

受諾を条件として

M・サカリス

コスタス・リラス

インド政府のために

アイルランド政府のために

F・H・ポーランド

受諾を条件として

イスラエル政府のために

イタリア政府のために

受諾を条件として

ジュリオ・インジャンニ

日本国政府のために

受諾を条件として

松本俊一

リベリア政府のために

リベリア上院の助言と承認により大統領が行なう受諾又は批准を条件として

ジョージ・B・ステイブソン

S・エドワード・ピール

メキシコ政府のために

G・ルデルス・デ・ネグリ

受諾を条件として

オランダ政府のために

A・H・ハッセルマン

批准を条件として

ニュー・ジージランド政府のために

受諾を条件として

F・H・コーナー

ニカラグア政府のために

ノールウェー政府のために

受諾を条件として

シグール・ストールハウク

パナマ政府のために

ポーランド政府のために

ポルトガル政府のために

スペイン政府のために

スウェーデン政府のために

受諾を条件として

G・ボース

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

Y・マリク

ソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会による批准を条件として

Y・M

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

受諾を条件として

ギルモア・ジェンキンス

パーシー・フォークナー

アメリカ合衆国政府のために

ヴェネズエラ政府のために

ユーゴスラヴィア政府のために

受諾を条件として

ブレドラッグ・ニコリッチ

iii マダガスカル区域

マダガスカル区域は、マダガスカルの海岸に沿い、北はアンブル岬を通る子午線以西、南はセント・マリー岬を通る子午線以西の最も近い陸地から百マイルまでの海域及びこれらの子午線以東の最も近い陸地から百五十マイルまでの海域とし、この区域での禁止は、この条約がマダガスカルについて効力を生ずる日から有効となる。

(h) オーストラリア

オーストラリア区域
オーストラリア区域は、オーストラリアの海岸に沿い、最も近い陸地から百五十マイルまでの海域とする。ただし、オーストラリア本土の木曜島と向かい合う地点と西海岸の南緯二十度の地点との間の北海岸及び西海岸の沖合を除く。

(3)(a) いずれの締約政府も、宣言を行なうことにより、次のことを提案することができる。

- (i) 自国のいずれかの領域の海岸に沿う禁止区域を縮小すること。
- (ii) 最も近い陸地から最大限百マイルまでの領域の海岸に沿って禁止区域を拡張する

こと。

縮小又は拡張は、その宣言が行なわれた日から六箇月の期間が経過した後に効力を生ずる。ただし、いずれかの締約政府が、前記の期間が満了する少なくとも二箇月前までに、鳥類の死滅並びに魚類及びその常食とする海洋生物に対する悪影響を理由として、又は自国の海岸が近接しており、若しくは自国の船舶が当該区域を運航するので自国の利益が影響を受けることを理由として、その縮小又は拡張を受諾しない旨の宣言を行なつた場合は、この限りでない。

(b) この(3)の規定に基づく宣言は、機関に対する通告書により行なわなければならない。機関は、その宣言の受領をすべての締約政府に通告する。

(4) 機関は、(2)の規定に従つて実施されている禁止区域の範囲を示す海図を作成しなければならない。かつ、必要に応じ、その修正版を発行しなければならない。

附属書B

油記録簿様式

I タンカー用

記	入	日	付					
(a)	貨物油タンクへのバラストの搬込み及びその排出							
1	当該タンクの識別番号							
2	タンクにはいつていた油の種類							
3	バラストの搬込みの日及び場所							
4	バラストの排出の日時							
5	排出時における船舶の場所又は位置							
6	スロップ・タンクに移された油性汚水の概量							
7	スロップ・タンクの識別番号							
(b)	貨物油タンクの洗浄							
8	洗浄されたタンクの識別番号							
9	タンクにはいつていた油の種類							
10	洗浄水が移されたスロップ・タンクの識別番号							
11	洗浄の日時							
(c)	スロップ・タンクでのセトリ							
12	スロップ・タンクの識別番号							
13	セトリングの期間(時間)							
14	水の排出の日時							
15	船舶の場所又は位置							
16	残留物の概量							
17	排出された水の概量							
(d)	スロップ・タンクその他の場所から生じた油性残留物の処分							
18	処分の日及び方法							
19	処分時における船舶の場所又は位置							
20	残留物を生じた場所及び概量							

当該作業の責任者の署名

II タンカー以外の船舶用

船名

記 入 日 付					
(a) 燃料油タンクへのバラストの 積み込み又は航海中における 燃料油タンクの洗浄					
1 当該タンクの識別番号					
2 タンクにはいつていた油の 種類					
3 バラストの積み込みの日及び 場所					
4 バラスト又は洗滌水の排出 の日時					
5 処分時における船舶の場所 又は位置					
6 分離器使用の有無及び使用 したときはその使用期間					
7 船内の油性残留物の処分 方法					
(b) 燃料油タンクその他の場所か ら生じた油性残留物の処分 方法					
8 処分時における船舶の場所 又は位置					
9 残存物を生じた場所及び概 量					
10					

III すべての船舶用

船名

記 入 日 付					
事故その他の理由による例外的な 油の排棄又は流出					
1 排棄又は流出の日時					
2 事故発生時における船舶の 場所及び位置					
3 油の種類及び種類					
4 排棄又は流出の状況及び一 般的記述					

船名

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の
締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和四十二年四月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約
の締結について承認を求めるの件
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締
結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし
書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、昭和四十一年十月二十八日にローマに
おいて大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約
に署名した。この条約は、大西洋のまぐろ類の資
源を最大の持続的漁獲が可能な水準に維持するこ
とを目的としているものであつて、わが国がこの
条約の当事国となることは、大西洋のまぐろ漁業
に関する国際協調に参加しつつわが国のまぐろ漁
業の安定した発展を図る上で有意義と考える。よ
つて、この条約を締結することとしたい。こ
れが、この案件を提出する理由である。

前文

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に
署名した政府は、大西洋におけるまぐろ類の資源
に関する共通の関心を考慮するので、また、食用
その他の目的のための最大の持続的漁獲を可能に
する水準にこれらの魚類の資源を維持することに

ついて協力することを希望するので、大西洋のま
ぐろ類の資源の保存のための条約を締結すること
を決定して、このため、次のとおり協定した。

第一条

この条約が適用される区域（以下「条約区域」と
いう。）は、大西洋の全水域とし、接続する諸海を
含むものとする。

第二条

この条約のいかなる規定も、領水の範囲又は国
際法に基づいて漁業管轄権が及ぶ範囲に関する締
約国の権利、主張又は見解に影響を与えるものと
みなしてはならない。

第三条

1 締約国は、大西洋まぐろ類保存国際委員会
と称する委員会（以下「委員会」という。）を設
置し、及び維持することに合意する。委員会は
は、この条約に定める目的を遂行するものとす
る。

2 各締約国は、委員会に三人以下の代表を出す
ものとする。これらの代表は、専門家及び顧問
の補佐を受けることができる。

3 委員会の決定は、この条約に別段の定めがな
い限り、締約国の過半数により行なうものとし、
各締約国は、一個の投票権を有する。定足数は、
締約国の三分の二をもつて構成する。

4 委員会は、二年に一回通常会議を開催する。
特別会議は、締約国の過半数の要請又は第五
条の規定に基づいて設置される理事会の決定によ
り、臨時招集することができる。

5 委員会は、その第一回会議において、及びそ
の後各通常会議において、構成員のうちから

議長一人、第一副議長一人及び第二副議長一人を選出する。これらの者は、引き続き二回以上再選されないものとする。

6 委員会及びその補助機関の会議は、委員会が別段の決定をしない限り、公開とする。

7 委員会の公用語は、英語、フランス語及びスペイン語とする。

8 委員会は、その任務の遂行に必要な手続規則及び会計規則を採択する権限を有する。

9 委員会は、その業務及び調査結果に関する報告書を二年ごとに締約国に提出し、また、この条約の目的に関係のある事項について、いずれかの締約国の要請があつたときは、その締約国に情報を提供する。

第四条

1 委員会は、この条約の目的を遂行するため、条約区域におけるまぐろ類（たちうお科（トリキリディ）、すみやき科（ゲンピリディ）及びさば属（スコンバー）を除くさば型魚類（スコンブリフォーミス）をいう。）の資源及び他の国際漁業機関によつて調査されていないその他の魚種で条約区域のまぐろ漁業に際して利用されるものの研究について責任を有する。この研究は、これらの魚種の豊度、生物測定及び生態に関する調査、その環境に関する海洋学上の調査並びにその豊度に及ぼす自然的及び人的要素の影響に関する調査を含む。委員会は、これらの責任を遂行するにあたり、締約国の官公署及びその行政区画の技術的及び科学的役務並びに情報をできる限り利用するものとし、かつ、望ましいときは、公私の団体若しくは機関又は個人から

得ることが出来る役務及び情報を利用することができる。委員会は、また、委員会の予算の範囲内において、いずれかの国の政府若しくは団体又は他の国際機関により行なわれている調査を補足するため、独自の調査を行なうことができる。

2 1の規定の実施は、次のことを含む。

(a) 条約区域のまぐろ漁業資源の現在における状態及び傾向に関する統計上の情報を収集し、及び分析すること。

(b) 条約区域のまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能であり、かつ、この漁獲に合致するようなこれらの魚種の効果的な利用を確保する水準に維持するための方法に関する情報を研究し、及び評価すること。

(c) 研究及び調査を締約国に勧告すること。

(d) 委員会の調査結果の報告並びに条約区域のまぐろ漁業に関する統計上、生物学上その他の科学的情報を刊行し、及びその他の方法により普及すること。

第五条

1 委員会の内部に、その議長及び副議長並びに四人から八人までの締約国の代表で構成する理事会を設置する。理事会に代表を出す締約国は、委員会の各通常会議において選出される。もつとも、締約国数が四十をこえたときは、委員会は、理事会に代表を出す追加の二締約国を選出することができる。議長又は副議長がその国民である締約国は、理事会に選出されないものとする。委員会は、理事会の構成員の選出にあつては、締約国の地理的利益、そのまぐろ漁業及びまぐろ加工業の利益並びに理事会に代表を

出すことについての締約国の平等の権利に十分な考慮を払うものとする。

2 理事会は、この条約が定める任務又は委員会が委任する任務を遂行する。理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間において少なくとも一回会合する。委員会の会議と次の会議との間において、理事会は、職員が遂行すべき任務について必要な決定を行ない、また、事務局長に対し必要な指示を与える。理事会の決定は、委員会が定める規則に従つて行なう。

第六条

委員会は、この条約の目的を遂行するため、魚種別若しくは魚群別又は地域別に小委員会を設置することができる。この場合において、各小委員会は、

(a) その担当する魚種若しくは魚群又は地域の状況を常に検討すること及びこれに関係のある科学的情報その他の情報を収集することについて責任を有する。

(b) 科学的調査を基礎として、締約国が執るべき共同措置に関する勧告を委員会に提案することができる。

(c) 当該魚種若しくは魚群又は地域に関係のある情報を得るために必要な研究及び調査並びに締約国の調査計画の調整を委員会に勧告することができる。

第七条

事務局長は、委員会が任命し、その任期は、委員会が定める。事務局長は、委員会が定める規則及び手続に従うことを条件として、委員会の職員の選任及び管理に関する権限を有する。事務局長は、また、特に、次の任務のうち委員会が与える

ものを遂行する。

(a) 締約国が行なう調査計画を調整すること。

(b) 委員会の検討を受けるために予算見積書を作成すること。

(c) 委員会の予算に従つて資金の支出を許可すること。

(d) 委員会の資金の会計を行なうこと。

(e) 第十一条に定める機関との協力について取り決めること。

(f) この条約の目的を遂行するために必要な資料、特にまぐろ資源の現在の漁獲及び最大の持続的漁獲に関する資料の収集及び分析の準備を行なうこと。

(g) 委員会の承認を得るため、委員会及びその補助機関の学術上、管理上その他の報告を作成すること。

第八条

1 (a) 委員会は、科学的な証拠に基づいて、条約区域内で漁獲されるまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能である水準に維持することを目的とする勧告を行なうことができる。これらの勧告は、2及び3に定める条件に従つて締約国に適用される。

(b) 前記の勧告は、次のとおり行なわれる。

(i) 適当な小委員会が設置されていないとき、又は適当な小委員会が設置されている場合においてもすべての締約国の少なくとも三分の二の承認があるときは、委員会の決議による。

(ii) 適当な小委員会が設置されているときは、その小委員会の提案による。

(iii) 当該勧告が二以上の地域又は魚種若しくは

は魚種群に関連するときは、これらの適當な小委員会の提案による。

2 1の規定に基づいて行なわれた勧告は、3に規定する場合を除き、その勧告を締約国に伝達する委員会の通告の日の後六箇月ですべての締約国について効力を生ずる。

3 (a) 1 (b) (i)の規定に基づいて行なわれた勧告の場合には、1 (b) (ii)又は(ii)の規定に基づいて行なわれた勧告の場合には、当該小委員会の構成員たるいずれかの締約国が、2に定める六箇月の期間内にその勧告に対し委員会に異議を申し立てたときは、その勧告は、追加の六十日間効力を生じない。

(b) その場合、他のいずれの締約国も、追加の六十日の期間が満了する日又は他の締約国がその追加の六十日の期間内に行なつた異議の通告の日の後四十五日が満了する日のいずれかおそい方の日までに、異議を申し立てることができる。

(c) その勧告は、異議申立てのための延長された期間の終りに、異議を申し立てた締約国を除く他のすべての締約国について効力を生ずる。

(d) もつとも、(a)及び(b)の規定に従い、いずれかの勧告に対して異議を申し立てた国が一締約国又は全体の四分の一に満たない締約国であるときは、委員会は、異議を申し立てた一又は二以上の締約国に対し、その異議を無効とみなす旨を直ちに通告するものとする。

(e) (d)に定める場合には、当該一又は二以上の締約国は、当該通告の日の後六十日以内に、それだけの異議を再確認することができる。当該勧告は、この期間の満了した時に効力を生ずるが、定められた期間内に異議を申し立て、かつ、再確認をした締約国については、この限りでない。

(f) (a)及び(b)の規定に従い、いずれかの勧告に対して異議を申し立てた締約国が全体の四分の一以上であるが過半数には満たないときは、その勧告は、これに対し異議を申し立てなかつた締約国について効力を生ずる。

(g) 過半数の締約国が異議を申し立てたときは、勧告は、効力を生じない。

4 勧告に対して異議を申し立てた締約国は、いつでも、その異議を撤回することができる。その勧告は、それがすでに効力を生じているものである場合には直ちに、その他の場合にはそれがこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、その締約国について効力を生ずる。

5 委員会は、異議及び異議の撤回の通告を受領したとき並びに勧告の効力が発生したときは、直ちに、それぞれその旨を各締約国に通告するものとする。

第九条

1 締約国は、この条約の実施を確保するために必要なすべての措置を執ることに同意する。各締約国は、二年ごとに又は委員会が要求する時期に、この目的のために自国が執つた措置についての報告を委員会に送付するものとする。

2 締約国は、次のことに同意する。

(a) 委員会の要求があつたときは、委員会がこの条約のために必要とすることがある統計上、生物学上その他の科学的情報で入手可能なものを提供すること。

(b) 締約国の官公署が前記の情報を得られず、かつ、それを提供することができないときは、委員会は、締約国を通じて、会社及び個人の漁業者が提供することに同意する情報を直接に入手することを認めること。

3 締約国は、この条約の規定の適用を確保するために適切かつ有効な措置を執る目的で相互に協力するものとし、特に、条約区域(領海及び、いずれかの国が国際法に基づいて漁業管轄権を行使する権利を有する他の水域がある場合には、その水域を除く)に適用する国際的取締りの制度を設けるものとする。

第十条

1 委員会は、各通常会議に続く二年の期間の委員会の共同経費の予算を採択する。

2 締約国は、毎年、委員会の予算のために、次に定める金額に等しい金額を提出する。

(a) 委員会の構成員として一、〇〇〇ドル(一千アメリカ合衆国ドル)

(b) 各小委員会の構成員として、一、〇〇〇ドル(一千アメリカ合衆国ドル)

(c) いずれかの二年の期間の共同経費のために提案された予算が(a)及び(b)の規定に従つて締約国が提出する分担金の総額をこえる場合には、その超過分の三分の一は、(a)及び(b)の規定に従つて提出される分担金に比例して締約国が提出する。残余の三分の二については、委員会は、最近の入手可能な情報を基礎として、

(i) 各締約国について、大西洋のまぐろ類の漁獲量(未処理の形態における重量とする。及びこれらの魚類のかん詰製品の純重量の合計量

(ii) すべての締約国の(i)の合計量を決定する。

各締約国は、残余の三分の二のうち、(i)による自国の合計量の(ii)の合計量に対する比率に従つて算出されるその割当額を提出する。この(c)に規定する予算の部分に関する決定は、出席しかつ投票するすべての締約国の合意による。

3 理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間に開かれる理事会の会議で、二年の期間の後半期の予算を再検討し、かつ、現在の状況及び予想される事態の進展に基づいて、委員会が承認した総予算の範囲内で、委員会の第二年度予算の再配分を行なうことができる。

4 委員会の事務局局長は、各締約国に各年のそれぞれの割当額を通告する。これらの分担金については、その年の一月一日にその支払の義務が生ずる。次の年の一月一日前に受領されなかつた分担金は、延滞金とみなされる。

5 二年の期間の予算のための分担金は、委員会が決定する通貨により支払うものとする。

6 委員会は、その第一回会議において、委員会が任務を開始した最初の年の残余の期間及びこれに続く二年の期間の予算を承認する。委員会は、直ちに、これらの予算書の写し及び第一回年次分担金のためのそれぞれの割当額の通告書を各締約国に送付する。

7 その後は、いずれかの二年の期間に先だつて開かれる委員会の通常会議の少なくとも六十日以前に、事務局局長は、その二年の期間の予算案及び割当額の明細表の案を各締約国に提出する。委員会は、いずれかの締約国の分担金の延滞

額が当該年度に先だつ二年間に支払うべき分担金の額以上になるときは、その締約国の投票権を停止することができる。

9 委員会は、年次分担金を受領する前において委員会の運営費をまかなうため及び委員会が定めるその他の目的のため、運転資金を基金を設置する。委員会は、この基金の額を決定し、その設置に必要な前借金額を査定し、及びその利用を規制する規則を採択する。

10 委員会は、委員会の会計について、毎年、独立の監査が行なわれるように計らう。この監査報告は、委員会によつて、又は委員会の通常会議が開かれないうちは理事会によつて、審査され、かつ、承認されなければならない。

11 委員会は、その業務の遂行のため、2に規定する分担金のほか、寄附を受けることができる。

第十一条

1 締約国は、委員会と国際連合食糧農業機関との間には業務上の関係がなければならないことに同意する。このため、委員会は、国際連合食糧農業機関憲章第十三条の規定に従つて国際連合食糧農業機関と協定を締結するための交渉を行なうものとする。この協定は、特に、国際連合食糧農業機関の事務局長が委員会及びその補助機関のすべての会議に投票権なしで参加する代表者一人を任命することを定めるものでなければならない。

2 締約国は、委員会と委員会の業務に寄与することができない他の国際農業委員会及び科学的国際機関との間には協力が行なわれなければならないことに同意する。委員会は、そのような国

際委員会及び国際機関と協定を締結することができる。

3 委員会は、適当な国際機関又は国際連合若しくは国際連合専門機関の加盟国の政府で委員会の構成員でないものに対し、委員会及びその補助機関の会議にオブザーバーを送るよう招請することができる。

第十二条

1 この条約は、十年間効力を有し、その後、締約国の過半数がこの条約を終了させることに同意するまで、効力を存続する。

2 この条約の効力発生の日から十年の後はいつでも、いずれの締約国も、十年目の年又はその後のいずれかの年の十二月三十一日に、その前年の十二月三十一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長に於てた書面による脱退の通告を行なうことによつて、この条約から脱退することができる。

3 その場合、いずれの他の締約国も、国際連合食糧農業機関の事務局長から脱退に関する情報を受領した日から一箇月以内に、かつ、おそくともその年の四月一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長に於てた書面による脱退の通告を行なうことによつて、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができる。

第十三条

1 いずれかの締約国又は委員会は、この条約に対する改正を提案することができる。国際連合食糧農業機関の事務局長は、改正案の認証謄本をすべての締約国に送付する。新たな義務を含まない改正は、締約国の四分の三による受諾の後三十日目の日にすべての締約国について効力

を生ずる。新たな義務を含む改正は、締約国の四分の三による受諾の後九十日目の日に改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後、その他の締約国については、それぞれによる受諾の日に効力を生ずる。一又は二以上の締約国によつて新たな義務を含むものとされた改正は、新たな義務を含む改正とみなされ、その手続に従い効力を生ずる。この条約の改正がこの条の規定に従つて受諾のために開放された後に締約国となる政府は、その改正が効力を生じた時に改正後の条約の規定に拘束される。

2 改正案は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託される。改正の受諾の通告は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託される。

第十四条

1 この条約は、国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国の政府による署名のために開放される。そのような政府でこの条約に署名しなかつたものも、いつでも、この条約に加入することができる。

2 この条約は、各署名国によりその憲法の規定に従い批准され、又は承認されなければならない。この条約の批准書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託される。

3 この条約は、七の政府が批准書、承認書又は加入書を寄託した時に効力を生じ、その後批准書、承認書又は加入書を寄託する政府については、それぞれの寄託の日に効力を生ずる。

第十五条

国際連合食糧農業機関の事務局長は、批准書、承認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、

改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を第十四条1に定めるすべての政府に通告する。

第十六条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十四条1に定める政府にその認証謄本を送付するものとする。

以上の証拠として、それぞれの政府から正当に委任を受けた代表者は、この条約に署名した。

千九百六十六年五月十四日にリオ・デ・ジャネイロで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

ブラジル合衆国のために

エミリオ・ヴァロリ

スペインのために

F・N・メスキータ

F・M・グアソ

アメリカ合衆国のために

J・マツキユ

バーディック・H・ブリッティン

大韓民国のために

トン・J・パク

千九百六十六年五月三十一日

日本国のために

与謝野秀

千九百六十六年十月二十八日

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。
外務委員長福田篤泰君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔福田篤泰君登壇〕

○福田篤泰君 ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、海水汚濁の防止条約について申し上げます。

海運及び石油産業の発達に伴い、船舶から排出される油による海水汚濁による被害が増大いたしましたので、これを防止するための措置を各国が協調してとることを目的として一九五四年にロンドンで開催された国際会議におきまして、油による海水の汚濁の防止のための国際条約が採択され、わが国もこれに署名いたしました。この条約は一九五八年に発効いたしました。その後一九六二年にロンドンで開催された締約国政府間の会議において大幅な改正が決議され、本年五月十八日に発効いたしております。

本条約は、船舶からの油の排出の規制、港湾における廃油処理施設の整備等の措置を規定いたしております。

わが国は、本条約を実施するために必要な国内体制の整備に時日を要し、受諾ができておりま

したが、今般国内体制を整備する見通しがつきましたので、受諾することにした次第であります。

次に、大西洋のまぐろ類の保存条約について申し上げます。

近年、大西洋のまぐろ類の資源の保存に対する関心が多数の関係国により表明され、一九六三年及び一九六五年国際連合食糧農業機関主催のもとに大西洋のまぐろ類の資源の合理的利用に関する作業部分がローマで開催せられ、国際条約案が作成せられたのであります。さらに一九六六年五月同機関主催のもとに右条約案を審議するため、リオデジャネイロで大西洋のまぐろ類の保存に関する全権代表会議が開催され、本条約が採択され、わが国は一九六六年十月本条約に署名いたしました。

本条約は、締約国の代表によりまして構成される大西洋まぐろ類保存国際委員会を設置すること、委員会は、大西洋のまぐろ類の資源を最大限かつ持続的に漁獲が可能なる水準を維持するため、調査研究及び締約国に勧告を行なうこと、締約国はこの条約の実施を確保するため必要なすべての措置をとること等を規定いたしております。

海水の汚濁の防止条約は四月四日、大西洋のまぐろ類の保存条約は四月十一日、それぞれ外務委員会に付託せられましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、六月十六日、質疑を終了し、討論を省

略して採決を行ないましたところ、二案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

よって、両件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(園田直君) 日程第三、自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

自治省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十二年三月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 公務員部においては、前項第六号から第九号の二までに掲げる事務をつかさどる。

第二十六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、「一三七人」を「一四一人」に、「五一〇人」を「五二四人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。

理 由

自治省行政局に公務員部を設置するとともに、自治本省及び消防庁の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

内閣委員長関谷勝利君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔関谷勝利君登壇〕

昭和四十二年六月二十二日 衆議院會議録第二十八号 自治省設置法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

○開谷勝利君 たいだいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

午後四時十四分散会

○開谷勝利君

本案の要旨は、地方公務員に関する制度の企画、立案を、明確な責任体制と専門的機構によつて行ない、地方公共団体の近代的人事行政確保のための協力体制を一そう充実するため、行政局に公務員部を設置するとともに、自治省の職員の定員を十四人増員しようとするものであります。

本案は、三月十八日本委員会に付託、五月九日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、六月二十日、質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大出委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたしました。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いた

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 田中伊三次君
外務大臣 三木 武夫君
大蔵大臣 水田三喜男君
労働大臣 早川 崇君
自治大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

朗読を省略した議長の報告
(法律公布案上及び通知)

一、去る十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
厚生省設置法の一部を改正する法律
(政府委員承認)

一、去る十九日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。
大蔵省主税局長 堀崎 潤
大蔵省国際金融局長事務代理 堀込 聡夫
(政府委員任命)

一、去る十九日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十九日議長において承認した堀崎潤外一名を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る十九日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(大蔵省国際金融局長) 柏木雄介の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十九日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十七日付をもつて大蔵省主税局長事務代理結城義人は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨二十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めの件

千九百三十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書の締結について承認を求めの件
一、昨二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
農業共済基金法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
(常任委員解任)

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。

内閣委員

伊藤惣助丸君

法務委員

瀬戸山三男君 田中 角榮君
中村 梅吉君 馬場 元治君
森 清君 山下 元利君

山手 満男君 下平 正一君
河野 洋平君 堀川正十郎君
葉梨 信行君 橋口 隆君

廣川シズエ君 三ッ林弥太郎君
粟山 秀君 中谷 鉄也君
渡部 一郎君

外務委員

河野 洋平君 竹下 登君
葉梨 信行君 廣川シズエ君
三ッ林弥太郎君 瀬戸山三男君

田中 角榮君 中村 梅吉君
馬場 元治君 森 清君

商工委員

橋口 隆君 中谷 鉄也君
山手 満男君 下平 正一君

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。

内閣委員

井村 重雄君 佐藤 文生君
堀谷 一夫君 高橋清一郎君
橋口 隆君 鈴切 康雄君

渡部 一郎君 加藤 六月君
堀川正十郎君 三ッ林弥太郎君
山口 敏夫君 山村新治郎君

法務委員

下平 正一君

中谷 鉄也君

外務委員

伊藤惣助丸君

浅井 美幸君

文教委員

河野 洋平君

竹下 登君

山田 太郎君

佐藤 文生君

塩谷 一夫君

大野 潔君

社会労働委員

農林水産委員

栗林 三郎君

角屋堅次郎君

商工委員

中谷 鉄也君

下平 正一君

予算委員

角屋堅次郎君

栗林 三郎君

決算委員

廣沢 直樹君

廣沢 直樹君

一、昨二十一日、議長において、次の常任委員の

運輸委員

建設委員

(常任委員補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

法務委員

栗山 秀君

河野 洋平君

三ツ林弥太郎君

塩川正十郎君

葉梨 信行君

大蔵委員

外務委員

中谷 鉄也君

法務委員

中谷 鉄也君

下平 正一君

災害対策特別委員

一、昨二十一日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

七 八 三

橋口 隆君

中谷 鉄也君

田中 角榮君

山下 元利君

森 清君

山手 満男君

中村 梅吉君

馬場 元治君

瀬戸山三男君

下平 正一君

外務委員

伊藤惣助丸君

文教委員

瀬戸山三男君

田中 角榮君

中村 梅吉君

森 清君

竹下 登君

馬場 元治君

廣沢 直樹君

河野 洋平君

葉梨 信行君

三ツ林弥太郎君

栗林 三郎君

山手 満男君

下平 正一君

橋口 隆君

中谷 鉄也君

山口 敏夫君

山村新治郎君

塩川正十郎君

三ツ林弥太郎君

加藤 六月君

山田 太郎君

伊藤惣助丸君

橋口 隆君

塩谷 一夫君

高橋清一郎君

井村 重雄君

佐藤 文生君

法務委員

中谷 鉄也君

外務委員

下平 正一君

大蔵委員

渡部 一郎君

廣沢 直樹君

廣沢 直樹君

災害対策特別委員

一、昨二十一日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、昨二十一日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

七 八 三

文教委員

佐藤 文生君

塩谷 一夫君

鈴切 康雄君

河野 洋平君

竹下 登君

浅井 美幸君

社会労働委員

角屋堅次郎君

農林水産委員

栗林 三郎君

商工委員

中谷 鉄也君

下平 正一君

栗林 三郎君

予算委員

角屋堅次郎君

栗林 三郎君

浅井 美幸君

決算委員

小川新一郎君

一、昨二十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

運輸委員

石田幸四郎君

建設委員

佐藤 孝行君

(特別委員辞任)

伊賀 定盛君

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

羽田武嗣郎君

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

井出一太郎君

一、去る十九日、議員から提出した議案は次の通りである。

交通安全基本法案(久保三郎君外十八名提出)

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

災害対策特別委員

一、去る二十日、議長において、次の特別委員の

七 八 三

昭和四十二年六月二十二日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

(議案受領)

一、去る十六日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

資産再評価法の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

住民基本台帳法案

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

都市再開発法案

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

産業教育手当法案

へき地教育振興法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

一、昨二十一日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

住民基本台帳法案(内閣提出第一〇九号)(参議院送付) 地方行政委員会 付託

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一一九号)(参議院送付)

以上三件 大蔵委員会 付託

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号) 農林水産委員会 付託

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

日本育英会法の一部を改正する法律案(秋山長造君外一名提出、参法第四号)(予)

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する

法律案(秋山長造君外一名提出、参法第五号)(予)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(小野明君外一名提出、参法第六号)(予)

以上三件 文教委員会 付託

一、去る二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外一名提出、参法第七号)(予)

産業教育手当法案(小林武治君外一名提出、参法第八号)(予)

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名提出、参法第九号)(予)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(小林武君外一名提出、参法第一〇号)(予)

以上四件 文教委員会 付託

一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二二号)(参議院送付)

法務委員会 付託

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)(参議院送付)

農林水産委員会 付託

商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三一号)(参議院送付)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

船員災害防止協会等に関する法律案

(議案通知)

一、去る十六日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

(条約通知書受領)

一、昨二十一日、参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨二十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農業共済基金法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求め、その件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

海運及び石油産業の発達、特にタンカーの増加に伴い、船舶から排出される油による海水汚濁の被害が増大してきたので、これを防止するため、各国が協議して規制措置をとることの必要性が認識されて、一九五四年四月二十六日から五月十二日までロンドンにおいて国際会議が開催された結果、本条約が採択され、わが国も同年八月十一日に署名を行なった。本条約は、一九五八年に効力を生じたが、その後一九六二年の締約政府間会議において大幅に改正され、この改正は本年五月十八日に効力を生じている。

一九六二年の改正を含む本条約は、原則として総トン数五百トン以上のタンカー及びタンカー以外の総トン数五百トン以上の船舶について、油の排出を規制し、油の排出防止装置の設置及び油記録簿の常備を規定するとともに、締約国が港湾における廃油処理施設の整備の措置をとるべきこと等を規定している。

なお、本条約は、わが国政府の受諾書が寄託された日の後三箇月でわが国について効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約（一九六二年に採択された改正を含む。）の締結について、日本国憲法

第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

世界の主要海運国の一つであるわが国として、船舶の油による海水の汚濁を防止するため本条約を締結することは、適切な措置であるとの認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十二年六月十六日

外務委員長 福田 篤泰

衆議院議長 石井光次郎殿

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求め、その件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

近年大西洋のまぐろ類の資源の保存に対する関心が多数の関係国により表明されてきたところ、一九六三年及び一九六五年国際連合食糧農業機関主催のもとに大西洋のまぐろ類の資源の合理的利用に関する作業部会がローマで開催され「大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約案」が作成された。その後一九六六年五月同機関主催のもとに右条約案の審議及び採択を目的とする「大西洋のまぐろ類の保存に関する全権代表会議」がリオ・デ・ジャネイロで開催され、条約案の審議が行なわれた結果、本条約が採択

され、わが国は一九六六年十月二十八日に署名を行なった。

本条約は、大西洋のまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能な水準に維持することを目的とし、本文十六条から成り、条約の適用される区域は、大西洋の全水域（接続する諸海を含む）とするが、この条約のいかなる規定も、領水の範囲又は漁業管轄権の範囲について規定するものでないこと、全締約国の代表により構成される「大西洋まぐろ類保存国際委員会」を設置し、同委員会は、条約の目的を遂行するため、調査、研究及び締約国に勧告を行なうこと、勧告の効力の発生要件及び締約国はこの条約の実施を確保するため必要なすべての措置をとること等を規定している。

なお、本条約は、国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国の政府に開放されており、批准書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、七の政府が寄託した時に効力を生ずる。有効期間は十年であるが、その後も、締約国の過半数がこの条約を終了させることに同意するまで効力を存続することになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、大西洋のまぐろ類

業に関する国際協調に貢献することになるのみならず、将来におけるわが国のまぐろ漁業の安定した発展を図ることが期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十二年六月十六日

外務委員長 福田 篤泰

衆議院議長 石井光次郎殿

自治省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 地方公務員に関する制度の企画、立案を明確な責任体制と専門的機構によつて行ない、地方公共団体の近代的な人事行政確保のための協力体制を一そう充実するため、行政局に公務員部を設置すること。

2 公務員部の設置に伴う増員並びに交通事故等の激増に対処する救急業務の指導体制強化に伴う増員を行なうため、自治省の定員を次のように改めること。

本省 三八三人（増員 一〇人）
消防庁 一四一人（増員 四人）
合計 五二四人（増員 一四人）

なお、施行期日は昭和四十二年七月一日としている。

昭和四十二年六月二十二日 衆議院會議録第二十八号 議案に関する報告書

二 議案の可決理由

本案は、最近の人事管理の複雑化、専門化等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約七百六十万円が、昭和四十二年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。

昭和四十二年六月二十日

内閣委員長 關谷 勝利

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院會議録第二十五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

六五 二 九八 国家公務員 国家公安委員

六五 二 三三 自治体の公務員 自治体の公安委員

衆議院會議録第二十六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

七三 四 三三 これは これを
七四 ページ二段二行及び二九行の行頭は、それ
ぞれ一字ずつ下がるべきの誤り。

七五 三 二 四十二年 四十一年

衆議院會議録第二十七号中正誤

ページ 段 行 誤 正

七五 一 六 二カ月 二カ年

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（ただし良質紙は三十円）
（送料別）
発行所 東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（六六）